

第4 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示も義務化された。

都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成19年度の実施結果は以下のとおりである。

1 検査対象食品

(1) 食品衛生法に基づく定性検査*¹

米加工品（ピーフン、上新粉等）、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ、コーンミール、菓子等）、パパイヤ

(2) 食品衛生法に基づく定量検査*²

大豆、とうもろこし及びその加工品（コーングリッツ、コーンミール）

(3) JAS法に基づく定性検査及び定量検査*³

第2章第8節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

*1 安全性未審査の遺伝子組換え食品

米（Bt米）、とうもろこし（スターリンク CBH351）及びパパイヤ（55-1）が含まれているかどうかを確認するための検査

*2 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

*3 食品に遺伝子組換え食品が含まれているか（定性試験）、含まれている場合にはその含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター広域監視部・多摩支所及び市場衛生検査所

4 検査機関

健康安全研究センター

5 実施期間

平成19年4月から平成20年3月

6 実施結果

(1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-7）

食品衛生法に基づく定性試験を行った95検体のうち米粉4検体、菓子1検体は、加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の変性度合いが高いため、定性検査不能であったが、検査可能な90検体からは、安全性未審査の遺伝子組換え食品は検出しなかった。

(2) 食品衛生法に基づく定量検査（表2-4-8）

食品衛生法に基づく定量検査を行った、大豆、とうもろこし及びその加工品（コーングリッツ、コーンミール）63検体のうち、11検体から遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

これらについては、分別生産流通管理（IPハンドリング*⁴）が適切に実施されており、5%以下の含有量で表示上の義務はなく、問題はなかった。

*4 IPハンドリング…遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起らないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていること。なお、IPハンドリングが適切に行われた場合でも、意図せざる混入は避けられないため、含有量が5%以下の場合には表示義務が生じない。

第2章 食品衛生関係事業

表2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目	検体数	検査結果		
		検出せず	検出	検査不能
米加工品	ビーフン	13	9	4
	上新粉	2	2	
	ライスペーパー	3	3	
	米粉麺	2	2	
	計	20	16	4
とうもろこし	13	13	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	4	4	
	コーングリッツ	8	8	
	スイートコーン	16	16	
	スープ	5	5	
	タコス	2	2	
	ヤングコーン	3	3	
	菓子	10	9	1
	冷凍コーン	1	1	
	計	49	48	1
パイヤ	13	13	0	0
合計	95	90	0	5

表2-4-8 食品衛生法に基づく定量検査

対象品目	検体数	検査結果			
		検出せず	5%以下の検出	5%を超える検出	検査不能
大豆	41	39	2	0	0
とうもろこし	10	10	0	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	4	1	3	
	コーングリッツ	8	2	6	
	計	12	3	9	0
合計	63	52	11	0	0

第5 平成19年度都及び特別区による輸入食品監視結果まとめ

表2-4-9 輸入食品監視結果（平成19年度）

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	食品衛生法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条 文	違反内容	残品の 措置
魚 介 類	1,557	0	0					
無 加 熱 扱 取 冷 凍 食 品	551	0	0					
加熱後扱取凍結前 加熱冷凍食品	978	0	0					
加熱後扱取凍結前 未加熱冷凍食品	1,083	0	0					
生食用冷凍鮮魚介類	114	0	0					
魚 介 加 工 品	1,005	0	0					
肉・卵類及び その加工品	5,363	1	0.02	加熱食肉製品	中国	19条2 項	表示にないエリソ ルンピン酸を検出	違反通報
乳・乳製品	460	0	0					
乳類加工品	1	0	0					
アイスクリーム類・ 氷菓	16	0	0					
穀類及びその加工品	755	2	0.26					
野菜類・果実及び その加工品	7,799	6	0.08	農産物	イスラエ ル	11条3 項	一律基準を超える 農薬を検出	違反通報
菓 子 類	1,533	15	0.98	油菓子	フィリ ピン	19条2 項	表示にない着色料 を検出	違反通報
清 涼 飲 料 水	355	0	0					
酒 精 飲 料	287	2	0.70	酒精飲料	韓国	19条2 項	表示にない甘味料 を検出	違反通報
氷 雪	0	0	0					
水	2	0	0					
缶 詰 ・ び ん 詰	266	2	0.75					
調 味 料	1,172	0	0					
そうざい類及び その半製品	200	0	0					
上記以外の食品	812	1	0.12	ハチミツ	中国	11条2 項	合成抗菌剤を検出	違反通報
化学的合成品及び その製剤	43	0	0					
その他の添加物	0	0	0					
器具及び容器包装	461	1	0.22	調味料のキャ ップ	トルコ	18条2 項	基準を超える鉛を 検出	違反通報
お も ち ゃ	51	0	0					
合 計	24,864	30	0.12					

第5節 牛乳衛生

第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に2施設、多摩地域に7施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導係及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ

保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 牛乳等の生産量 (単位/k0)

(平成19年度)

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	72,772	14,234	-	12,056

第2 健康安全研究センターハサップ指導係

健康安全研究センターハサップ指導係では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

平成19年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-5-2のとおりである。また、検査については、表2-5-3及び表2-5-4のとおりである。

表2-5-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況

(平成20年3月末現在)

品目	牛乳	乳飲料	発酵乳	乳酸菌飲料	脱脂乳	アイスクリーム
承認数	5	3	1	3	2	1

表2-5-3 牛乳等の成分規格等検査 (健康安全研究センター搬入分)

(平成19年度)

	総 数			乳処理場等の監視			乳製品製造業の特別監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	371	3612	0	356	3517	0	15	95	0
生乳	20	340	0	20	340	0	-	-	-
牛乳	77	491	0	77	491	0	-	-	-
低脂肪牛乳	11	77	0	11	77	0	-	-	-
加工乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クリーム	7	58	0	7	58	0	-	-	-
乳飲料	43	352	0	43	352	0	-	-	-
アイスクリーム類	14	168	0	14	168	0	-	-	-
ナチュラルチーズ	5	5	0	5	5	0	-	-	-
プロセスチーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発酵乳	54	430	0	54	430	0	-	-	-
乳酸菌飲料	6	60	0	6	60	0	-	-	-
乳主原	16	153	0	16	153	0	-	-	-
氷菓	1	11	0	1	11	0	-	-	-
清涼飲料水	97	1,310	0	97	1,310	0	-	-	-
菓子類	5	62	0	5	62	0	-	-	-
その他	15	95	0	-	-	-	15	95	0
小計	351	3272	0	336	3177	0	15	95	0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 2-5-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導係実施分）

（平成 19 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	560	2,455	235	932	0	265	1,257	0	60	266	
生乳	30	105	12	48	0	1	4	0	17	53	
製品	牛乳	149	647	64	256	0	72	352	0	13	39
	低脂肪牛乳	12	54	6	24	0	6	30	0	-	-
	加工乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クリーム	12	54	6	24	0	6	30	0	-	-
	乳飲料	94	415	47	180	0	47	235	0	-	-
	アイス クリーム類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	チーズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	発酵乳	53	212	-	-	-	53	212	0	-	-
	乳酸菌飲料	6	24	-	-	-	6	24	0	-	-
	乳主原	20	90	10	40	0	10	50	0	-	-
	氷菓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	清涼飲料水	154	680	90	360	0	64	320	0	-	-
	菓子類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	500	2,176	223	884	0	264	1,253	0	13	39	
その他	30	174	-	-	-	-	-	-	30	174	

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 19 年度の検査結果は、表 2-5-5 のとおりである。

表 2-5-5 生乳における農薬及び抗生物質等の検査結果

項目名	平成 19 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
農薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	総 DDT* ¹	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン* ²	20	0	0	0.1
	スピラマイシン	20	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	20	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン* ²	20	0	0	0.004
	スルファジミジン* ²	20	0	0	0.025
	シロマジン	20	0	0	0.01

※1 p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※2 簡易法にて実施

第6節 農畜水産食品衛生

第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所があり、都内4と畜場（うち、島しょ3施設）を所管している。

ここでは、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査及び解体後の検査を実施し、更に必要に応じて精密検査を行って、と畜場法に基づく食用適否の判定をし、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく移入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島、三宅島及び八丈島の各島に3と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成19年度におけると畜検査数は表2-6-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-6-2のとおりである。

平成13年10月18日からは、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査を実施してきた。省令の改正により平成17年8月1日からスクリーニング検査の対象月齢が21カ月齢以上とされたが、都では引き続き21カ月齢に満たない牛も含めたすべての牛を対象としてスクリーニング検査を実施している。

また、省令の改正により平成17年10月1日からは、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊について伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査を実施している。

*：八王子支所は平成19年4月1日から八王子市へ移管。

第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、築地市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場（9市場1分場）及び、地方卸売市場（1市場）を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成19年度における業務の概要は表2-6-3、表2-6-4及び表2-6-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省（現厚生労働省）通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成13年3月に条例を一部改正し、同年4月から一部自治体のふぐ調理師に係る資格を受け入れることとした。

平成19年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[平成19年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 8月4日 実技試験 8月6日から8月10日まで
受験申込み者数	712名
合格者数	435名
合格率	66.1%
免許証交付数	503名

(条例制定以来平成19年度末までの免許証交付数 18,516件)

表 2-6-1 と畜検査頭数の推移及び平成 19 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 12 年度		381,491	86,563	60	56	294,756	1	55
平成 13 年度		354,139	73,860	61	26	280,148	10	34
平成 14 年度		380,146	80,592	63	34	299,415	-	42
平成 15 年度		379,843	86,379	61	28	293,319	8	48
平成 16 年度		358,012	85,289	58	53	272,573	-	39
平成 17 年度		374,436	95,596	59	34	278,705	-	42
平成 18 年度		363,193	95,050	55	26	268,019	-	43
平成 19 年度		301,280	93,966	-	1	207,281	-	32
平成 19 年 度と畜 場別内 訳	芝 浦	301,195	93,965	-	1	207,229	-	-
	新 島	52	-	-	-	52	-	-
	三宅島	-	-	-	-	-	-	-
	八丈島	33	1	-	-	-	-	32

* : 八王子支所は平成 19 年 4 月 1 日から八王子市へ移管。

表 2-6-2 平成 19 年度と畜検査数及び分類数

畜種	検査頭数	処分内容	病名 ／ 処分実頭数	疾病別頭数																							合計		
				細菌病								ウイルス リケッチ ア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病										
				炭 疽	豚 丹 毒	サル モネ ラ症	結 核 病	ブル セラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 コ レ ラ	そ の 他	ト キ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他	の う 虫 病	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	中 毒 諸 症	炎 症 又 は 炎 症 産 物 に よ る 汚 染		変 性 又 は 萎 縮	そ の 他
牛	93,966	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	43	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	2	12	5	2	-	-	-	-	-	-	22	43
		一部廃棄	65,999	*	*	*	-	-	*	221	-	*	-	*	-	-	184	-	*	*	*	-	3,533	11	*	63,829	32,223	189	100,190
こ牛	1	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	1	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	1	-	-	1	-
馬	-	とさつ禁止	-	-	*	-	-	*	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	-	-	*	-	-	*	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	-	*	*	*	-	*	*	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-
豚	207,281	とさつ禁止	5	-	4	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	*	1	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	5	
		全部廃棄	245	-	33	22	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	109	47	12	1	13	2	-	-	-	-	1	245	
		一部廃棄	139,510	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	1	*	*	*	-	302	2	*	138,115	4,997	1,586	145,003	
めん羊	-	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	-	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-
山羊	32	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	16	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	16	1	1	18		
合計	301,280	とさつ禁止	5	-	4	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	*	1	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	5	
		全部廃棄	288	-	33	22	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	109	49	24	6	15	2	-	-	-	22	288		
		一部廃棄	205,526	*	*	*	-	-	*	221	-	*	-	*	-	-	184	1	*	*	*	-	3,835	13	*	201,961	37,221	1,776	245,212

*：畜種が特定される疾病又は処分内容が法令に定められているため、当該欄に計上されないもの

表 2-6-3 市場衛生検査所・事業所別実績 (平成 19 年度)

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	行政処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,831	156,141	6,105	567	1	0.1	567
築地	1,730	108,494	2,906	327	1	0.1	327
大田	651	30,968	1,510	126	0	-	126
足立	450	16,679	1,689	114	0	-	114

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・相談	表示違反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	55,798	23,492	32,306	224	8,199	23	761	1,074
築地	25,320	8,635	16,685	86	4,070	21	548	705
大田	16,496	8,907	7,589	71	1,903	0	150	225
足立	13,982	5,950	8,032	67	2,226	2	63	144

*大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場及び淀橋市場松原分場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表 2-6-4 検査対象品目別検査数

(平成 19 年度)

検査項目等	検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他	
検 体 数		6,105	1,791	706	686	175	2,747	
検 査 件 数		55,798	11,476	7,767	14,817	544	21,194	
生物学的検査	細菌数	3,764	802	546	160	12	2,244	
	大腸菌群	3,907	649	536	202	12	2,508	
	大腸菌	4,058	791	536	202	12	2,517	
	黄色ブドウ球菌	4,139	807	584	207	18	2,523	
	腸炎ビブリオ	2,738	505	339	0	0	1,462	
	その他ビブリオ	4,254	1,877	546	0	0	2,263	
	サルモネラ	4,220	764	534	202	326	2,394	
	セレウス菌	3,935	764	546	202	12	2,411	
	0157	570	250	152	120	0	48	
	ノロウイルス	237	237	0	0	0	0	
	抗菌性物質	105	105	0	0	0	0	
	寄生虫・寄生虫卵	0	0	0	0	0	0	
	T.T.C.テスト	210	210	0	0	0	0	
	その他	169	90	27	0	0	52	
小 計		32,306	7,851	4,346	1,295	392	18,422	
理化学的検査	保存料	6,240	1,267	1,859	1,270	103	1,741	
	殺菌料	111	0	111	0	0	0	
	漂白剤	756	0	304	232	12	208	
	着色料	822	23	350	200	12	237	
	甘味料	1,607	318	458	378	24	429	
	発色剤	99	0	98	0	1	0	
	リン酸	45	0	0	45	0	0	
	防カビ剤	228	0	0	200	0	28	
	残留農薬	10,030	192	0	9,742	0	96	
	P C B	165	165	0	0	0	0	
	重金属	水銀	499	499	0	0	0	0
		その他	32	0	0	32	0	0
	放射能	256	106	5	122	0	23	
	硝酸・亜硝酸	90	0	0	90	0	0	
	抗菌性物質	937	927	0	0	0	10	
	その他	1,575	128	236	1,211	0	0	
	小 計		23,492	3,625	3,421	13,522	152	2,772

表 2-6-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく行政処分及び措置

(平成 19 年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検 査 体 数		6,105	1,791	706	686	175	2,747
	検 査 件 数		55,798	11,476	7,767	14,817	544	21,194
	不 良 検 査 体 数		567	86	49	45	0	387
行政処分件数	営 業 禁 止		-	-	-	-	-	-
	販 売 禁 止		1	-	1	-	-	-
	廃 棄		-	-	-	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-	-	-
廃棄数量	数 量 (kg)		-	-	-	-	-	-
	命 令 に 基 づ く 廃 棄		-	-	-	-	-	-
	命 令 廃 棄 数 量 (kg)		-	-	-	-	-	-
	任 意 廃 棄		-	-	-	-	-	-
措置件数	任 意 廃 棄 数 量 (kg)		-	-	-	-	-	-
	注 意 ・ 指 導		556	81	44	45	0	386
	始 末 書		-	-	-	-	-	-
	返 品		2	-	2	-	-	-
	違 反 通 報 等		11	5	5	-	-	1

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はない。食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）が476施設あり（うち、東京都が管轄するのは55施設）、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約27万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について取去検査を実施している。

平成19年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-6-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-6-7のとおり、食鳥肉の取去検査実績は表2-6-8のとおりである。

表2-6-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成19年度）

処理羽数		262,233	
基準適合羽数		261,664	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	18	
	一部廃棄	551	
	小計	569	
理由内訳 基準不適合	生体の基準 廃棄	0	
	体表の基準	全部廃棄	18
		一部廃棄	13
	体壁内側の基準 廃棄	0	
	内臓の基準	当該臓器廃棄	319
内臓全部廃棄		219	

表2-6-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成19年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	6	6	4	0	-
南多摩	6	6	11	0	-
町田	1	1	4	0	-
多摩立川	6	6	25	1	9
多摩府中	16	24	50	6	15
多摩小平	15	19	38	0	-
島しょ	5	6	7	0	-
健康安全研究センター	(2)	(2)	30	(2)	9
東京都計	55	68	169	7	33
《参考》特別区計	417	-	872	52	100
《参考》八王子市	4	-	12	0	-

注 () 内の数字は再掲

(施設数、食鳥処理衛生管理者数は平成20年3月末現在)

表2-6-8 食鳥肉の取去検査実績（平成19年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	101	194	21	80
検査項目数	481	1,321	168	178

第7節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわらず、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

(1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳(表2-7-1)

【参考】 都が行っている自主規制措置(平成19年7月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

イ 検査結果

総水銀については、合計441検体を調査した結果、最大値1.11ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、75検体について調査を行い、その結果は、最大値0.64ppm、最小値0.04ppmであった(表2-7-2)。平成19年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、キチジ1検体、クロムツ1検体、シロアマダイ1検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、出荷地から直接購入した魚類のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、クロムツ13検体、ユメカサゴ7検体であった。

表2-7-1 調査対象魚介類等の内訳(平成19年度)

	内訳	魚種数	検体数
魚介類	魚類等	145	348
	貝	29	73
	小計	174	421
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		175	441

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成19年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出数	検出量(ppm)			検体数	検出数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	7	7	0.25	0.02	0.14	0	0	-	-	-	青森、宮城、福島、千葉
2	アオダイ	2	2	0.10	0.06	0.08	0	0	-	-	-	東京、鹿児島
3	アオハタ	1	1	0.27	0.27	0.27	0	0	-	-	-	高知
4	アオメエソ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	福島
5	アオリイカ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	大分
6	アカアマダイ	2	2	0.19	0.15	0.17	0	0	-	-	-	京都、福岡
7	アカカマス	2	2	0.27	0.22	0.24	0	0	-	-	-	長崎、宮崎
8	アカガレイ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	-	-	-	北海道
9	アカザエビ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	-	-	-	ニュージーランド
10	アカシタビラメ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	広島
11	アカハタ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	-	-	-	東京
12	アカムツ	2	2	0.42	0.22	0.32	1	1	0.30	0.30	0.30	東京、長崎
13	アカヤガラ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	-	-	-	長崎
14	アサバガレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	宮城
15	アナゴ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	神奈川
16	アンコウ	2	2	0.10	0.07	0.08	0	0	-	-	-	北海道、青森
17	イイダコ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	福島
18	イサキ	2	2	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	三重、長崎
19	イシガキダイ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	鹿児島
20	イシガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	福島
21	イシダイ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	新潟
22	イシモチ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	広島
23	イセエビ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	-	-	-	東京
24	イトヨリダイ	2	2	0.17	0.12	0.14	0	0	-	-	-	長崎
25	イボダイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	愛知
26	インドエビ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	インドネシア
27	ウシエビ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	インドネシア、ベトナム
28	ウスメバル	2	2	0.07	0.04	0.05	0	0	-	-	-	新潟、青森
29	ウマヅラハギ	2	2	0.06	0.02	0.04	0	0	-	-	-	三重、長崎
30	ウメイロ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	-	-	-	鹿児島
31	オオモンハタ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	-	-	-	熊本
32	オキメダイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	ニュージーランド
33	オニカサゴ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	-	-	-	長崎
34	カサゴ	2	2	0.21	0.10	0.15	0	0	-	-	-	島根、長崎
35	カタクチイワシ	2	1	0.05	ND	0.05	0	0	-	-	-	静岡、富山
36	カツオ	4	4	0.29	0.12	0.19	0	0	-	-	-	宮城、千葉
37	カラスガレイ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	ロシア
38	カラフトマス	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	岩手
39	カワハギ	2	2	0.13	0.04	0.08	0	0	-	-	-	三重、大分
40	カンパチ	6	6	0.24	0.08	0.15	0	0	-	-	-	愛媛、三重、長崎、大分、鹿児島
41	キダイ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	-	-	-	三重
42	キチジ	2	2	0.54	0.15	0.34	1	1	0.59	0.59	0.59	北海道、アメリカ合衆国
43	キチヌ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	-	-	-	兵庫
44	キビナゴ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	兵庫
45	ギンザケ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	チリ
46	ギンダラ	1	1	0.31	0.31	0.31	1	1	0.22	0.22	0.22	アメリカ合衆国
47	ギンポ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	宮城
48	キンメダイ	3	3	0.93	0.32	0.56	3	3	0.60	0.25	0.37	東京、千葉
49	クエ	1	1	0.27	0.27	0.27	0	0	-	-	-	長崎
50	クルマエビ	2	2	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	鹿児島、中国
51	クロウシノシタ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	愛知
52	クロソイ	2	2	0.29	0.20	0.24	0	0	-	-	-	宮城
53	クロダイ	2	2	0.24	0.04	0.14	0	0	-	-	-	大阪、愛媛
54	クロマグロ	6	6	0.86	0.08	0.32	2	2	0.30	0.19	0.24	千葉、和歌山、長崎、鹿児島、メキシコ
55	クロムツ	22	22	0.91	0.19	0.55	19	19	0.64	0.17	0.42	長崎
56	コウイカ	2	2	0.02	0.01	0.01	0	0	-	-	-	愛知、徳島
57	コショウダイ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	-	-	-	長崎
58	コノシロ	3	2	0.05	ND	0.03	0	0	-	-	-	新潟、千葉、熊本
59	ゴマサバ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	-	-	-	静岡

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成19年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出数	検出量(ppm)			検体数	検出数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
60	サクラエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	静岡
61	サクラマス	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	北海道
62	サケ	2	2	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	北海道、青森
63	サヨリ	2	2	0.03	0.02	0.02	0	0	-	-	-	愛媛、宮崎
64	サワラ	3	3	0.16	0.03	0.08	0	0	-	-	-	山形、長崎、中国
65	サンマ	2	2	0.06	0.04	0.05	0	0	-	-	-	北海道、岩手
66	シシャモ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	北海道
67	シバエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	福岡
68	シマアジ	7	7	0.38	0.01	0.17	1	1	0.17	0.17	0.17	三重、高知、愛媛、大分
69	ショウサイフグ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	-	-	-	秋田
70	シラウオ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	青森
71	シロアマダイ	1	1	0.48	0.48	0.48	1	1	0.31	0.31	0.31	中国
72	シロギス	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	兵庫
73	ジンドウイカ	2	2	0.03	0.02	0.02	0	0	-	-	-	宮城、福島
74	スケトウダラ	2	2	0.04	0.02	0.03	0	0	-	-	-	北海道
75	スズエビ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	茨城
76	スズキ	35	34	0.32	ND	0.13	20	20	0.20	0.04	0.10	福島、茨城、千葉、東京、神奈川、三重、大阪
77	スルメイカ	2	2	0.07	0.06	0.06	0	0	-	-	-	青森、三重
78	タイセイヨウサケ	2	2	0.04	0.03	0.03	0	0	-	-	-	イギリス、オーストラリア
79	タイセイヨウサバ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	デンマーク
80	タカベ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	-	-	-	東京
81	タチウオ	2	2	0.12	0.07	0.09	0	0	-	-	-	和歌山、長崎
82	テゴダラ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	青森
83	チダイ	2	2	0.20	0.12	0.16	0	0	-	-	-	三重、鹿児島
84	チャイロマルハタ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	-	-	-	台湾
85	トクビレ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	北海道
86	トビウオ	2	2	0.08	0.05	0.06	0	0	-	-	-	宮城、静岡
87	トラフグ	2	2	0.11	0.08	0.09	0	0	-	-	-	愛知
88	ナガスクジラ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	南氷洋
89	ニシン	2	2	0.03	0.01	0.02	0	0	-	-	-	北海道
90	ニベ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	-	-	-	宮城
91	ネズミゴチ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	宮城
92	ハタハタ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	北海道
93	バナメイエビ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	インドネシア
94	バナナエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	インドネシア
95	ババガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	北海道
96	ハマダイ	2	2	0.18	0.12	0.15	0	0	-	-	-	東京、鹿児島
97	ハモ	3	3	0.09	0.04	0.06	0	0	-	-	-	兵庫、徳島、中国
98	ヒメダイ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	-	-	-	東京
99	ヒラマサ	4	4	0.20	0.04	0.12	0	0	-	-	-	福岡、大分、鹿児島
100	ヒラメ	8	8	0.20	0.04	0.09	0	0	-	-	-	宮城、愛媛、大分、熊本、韓国
101	ブリ	8	8	0.30	0.06	0.13	1	1	0.17	0.17	0.17	青森、千葉、愛媛、大分、鹿児島
102	ホウボウ	2	2	0.22	0.08	0.15	0	0	-	-	-	千葉、愛知
103	ホッケ	2	2	0.17	0.15	0.16	0	0	-	-	-	新潟
104	ホッコクアカエビ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	北海道
105	ボラ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	大阪
106	マアジ	6	5	0.08	ND	0.06	0	0	-	-	-	千葉、三重、山口、長崎
107	マイワシ	3	3	0.03	0.02	0.02	0	0	-	-	-	宮城、千葉、石川
108	マカジキ	2	2	0.72	0.62	0.67	2	2	0.43	0.35	0.39	宮城
109	マガレイ	3	3	0.05	0.03	0.04	0	0	-	-	-	北海道、宮城
110	マコガレイ	2	2	0.03	0.02	0.02	0	0	-	-	-	岩手、茨城
111	マゴチ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	-	-	-	神奈川
112	マサバ	4	4	0.21	0.07	0.12	0	0	-	-	-	神奈川、三重、和歌山
113	マスノスケ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	ニュージーランド
114	マゼランアイナメ	1	1	0.19	0.19	0.19	0	0	-	-	-	チリ
115	マダイ	7	7	0.22	0.02	0.12	0	0	-	-	-	茨城、愛知、三重、愛媛
116	マダコ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	神奈川
117	マダラ	2	1	0.11	ND	0.11	0	0	-	-	-	北海道、岩手
118	マトウダイ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	-	-	-	青森
119	マナガツオ	2	2	0.15	0.10	0.12	0	0	-	-	-	岡山、パキスタン

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成19年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					産獲地
		検体数	検出数	検出量(ppm)			検体数	検出数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
120	マナマコ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	石川
121	マハタ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	-	-	-	三重
122	マフグ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	秋田
123	マホヤ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	宮城
124	ミズダコ	2	2	0.04	0.01	0.02	0	0	-	-	-	北海道
125	ミナミマグロ	2	2	0.38	0.32	0.35	2	2	0.17	0.16	0.16	オーストラリア
126	ミンククジラ	2	2	0.11	0.02	0.06	0	0	-	-	-	南氷洋
127	メイタガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	宮城
128	メカジキ	2	2	1.11	0.68	0.89	2	2	0.64	0.52	0.58	東京、台湾
128	メジナ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	千葉
130	メダイ	3	3	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	宮城、島根、愛媛
131	メバチマグロ	1	1	0.60	0.60	0.60	1	1	0.36	0.36	0.36	宮城
132	メバル	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	-	-	-	秋田
133	モロトゲアカエビ	2	2	0.08	0.05	0.06	0	0	-	-	-	北海道
134	ヤナギムシカレイ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	秋田
135	ヤリイカ	2	2	0.18	0.01	0.09	0	0	-	-	-	青森、静岡
136	ユメカサゴ	20	20	0.67	0.25	0.41	18	18	0.42	0.18	0.31	長崎
137	ヨロイダテウオ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	-	-	-	長崎
小計		325	314				75	75				
貝												
1	アカガイ	9	2	0.04	ND	0.03	0	0	-	-	-	大分、宮城、中国、韓国
2	アケマキガイ	2	2	0.03	0.02	0.02	0	0	-	-	-	韓国
3	アサリ	10	5	0.05	ND	0.02	0	0	-	-	-	北海道、東京、千葉、愛知、三重、中国
4	アワビモドキ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	チリ
5	イワガキ	2	2	0.13	0.01	0.07	0	0	-	-	-	石川、大分
6	ウチムラサキ	2	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	千葉
7	ウバガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	福島
8	エゾアワビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	岩手
9	エソバイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	北海道
10	エソボラ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	北海道
11	エッチュウバイ	2	2	0.18	0.13	0.15	0	0	-	-	-	山口
12	サザエ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	長崎
13	サラガイ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	北海道
14	タイラギ	5	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	愛知、岡山、韓国
15	トコブシ	2	1	0.02	ND	0.02	0	0	-	-	-	台湾
16	トリガイ	2	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	千葉、三重
17	ナミガイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	山口
18	バイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	新潟
19	バカガイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	愛知
20	ハマグリ	4	3	0.03	ND	0.02	0	0	-	-	-	千葉、三重、熊本、中国
21	ヒメサザエ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	石川
22	ホタテガイ	6	2	0.01	ND	0.01	0	0	-	-	-	北海道、宮城
23	ホンビノスガイ	2	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	千葉
24	マガキ	6	4	0.02	ND	0.01	0	0	-	-	-	北海道、宮城、岩手、広島、韓国
25	マテガイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	山口
26	ミルカイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	愛知
27	ムラサキイガイ	3	1	0.03	ND	0.03	0	0	-	-	-	愛知
28	モエギイガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	ニュージーランド
28	ヤマトシジミ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	青森
小計		73	34				0	0				
淡水魚												
1	アユ	5	5	0.28	0.04	0.13	0	0	-	-	-	静岡、愛知、徳島
2	イワナ	4	4	0.22	0.08	0.16	0	0	-	-	-	宮城、岩手
3	ウナギ	2	2	0.19	0.08	0.13	0	0	-	-	-	静岡、愛知
4	コイ	2	2	0.17	0.04	0.10	0	0	-	-	-	群馬
5	ドジョウ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	茨城
6	ニジマス	3	3	0.18	0.11	0.14	0	0	-	-	-	静岡、長野
7	ヤマメ	4	4	0.13	0.09	0.10	0	0	-	-	-	宮城、岩手
8	ワカサギ	2	2	0.02	0.01	0.01	0	0	-	-	-	青森、秋田
小計		23	23				0	0				
魚介類加工品		20	20	0.31	0.01	0.07	0	0	-	-	-	
総計		441	391				75	75				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB検査結果は表2-7-3及び表2-7-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-7-3 各種食品等のPCB検査結果

(平成19年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出検体数	検出値 (ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	75	23	0.84	ND	0.07
	内海内湾魚介類	3.0	228	73	0.24	ND	0.06
	小計	—	303	96	0.84	ND	0.06
牛乳	0.1	8	0	ND	ND	—	
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	ND	ND	—	
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	—	
食肉	牛肉	0.5	4	0	ND	ND	—
	豚肉		4	0	ND	ND	—
	鶏肉		4	0	ND	ND	—
	牛肝臓		4	0	ND	ND	—
	豚肝臓		4	0	ND	ND	—
	鶏肝臓等		4	0	ND	ND	—
	小計		—	24	0	ND	ND
卵類	0.2	16	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5	10	0	ND	ND	—	
その他	魚介類加工品等	—	60	13	0.08	ND	0.01
	食用油脂類	—	14	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	18	0	ND	ND	—
合計	—	463	109				

注1: NDは、検出限界値 (0.01ppm) 未満のもの

注2: 平均値は、検出した検体の平均値

表2-7-4 魚介類のPCB調査結果

(平成19年度)

番号	種別	検体数	検出値 (ppm)			漁獲地	番号	種別	検体数	検出値 (ppm)			漁獲地	
			最大	最小	平均					最大	最小	平均		
1	アオメエソ	1	0	ND	ND	—	40	キナヌ	1	1	0.24	0.24	0.24	兵庫
2	アオリイカ	1	0	ND	ND	—	41	キビナゴ	1	0	ND	ND	—	三重
3	アカガレイ	1	0	ND	ND	—	42	ギンザケ	1	0	ND	ND	—	チリ
4	アカシタヒラメ	1	0	ND	ND	—	43	ギンボ	1	0	ND	ND	—	宮城
5	アサバガレイ	1	0	ND	ND	—	44	キンメダイ	3	2	0.07	ND	0.05	東京、千葉
6	アンコウ	2	0	ND	ND	—	45	クエ	1	1	0.03	0.03	0.03	長崎
7	イシガレイ	1	0	ND	ND	—	46	クルマエビ	1	0	ND	ND	—	中国
8	カツオ	4	1	0.01	ND	0.01	47	クロソイ	4	1	0.01	ND	0.01	北海道、宮城
9	カラスカレイ	1	1	0.14	0.14	0.14	48	クロダイ	2	2	0.07	0.02	0.04	大阪、愛媛
10	カラフトマス	1	0	ND	ND	—	49	クロムツ	2	0	ND	ND	—	長崎
11	キチジ	2	1	0.07	ND	0.07	50	ケンサキイカ	1	0	ND	ND	—	東京
12	ギンダラ	1	1	0.01	0.01	0.01	51	コイ	2	1	0.01	ND	0.01	群馬
13	クロウシノシタ	1	0	ND	ND	—	52	コウイカ	2	0	ND	ND	—	徳島、愛媛
14	クロマダロ	6	3	0.08	ND	0.07	53	コンショウダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
15	コマサバ	1	0	ND	ND	—	54	コノシロ	3	1	0.07	ND	0.07	新潟、千葉、熊本
16	サケ	1	0	ND	ND	—	55	サクラエビ	1	0	ND	ND	—	静岡
17	サンマ	1	0	ND	ND	—	56	サクラマス	1	0	ND	ND	—	北海道
18	スケトウダラ	1	0	ND	ND	—	57	サザエ	1	0	ND	ND	—	長崎
19	スルメイカ	1	0	ND	ND	—	58	サヨリ	1	0	ND	ND	—	宮城
20	タイセイヨウサケ	2	1	0.01	ND	0.01	59	サラガイ	1	0	ND	ND	—	北海道
21	タイセイヨウサバ	1	0	ND	ND	—	60	サワラ	3	2	0.08	ND	0.05	山形、福岡、長崎
22	チゴダラ	1	0	ND	ND	—	61	シシャモ	1	0	ND	ND	—	北海道
23	トビウオ	2	0	ND	ND	—	62	シバエビ	1	0	ND	ND	—	福岡
24	ナガスクジラ	1	0	ND	ND	—	63	シマアジ	3	3	0.03	0.01	0.01	高知、大分
25	ニシン	2	0	ND	ND	—	64	ショウサイフグ	1	0	ND	ND	—	秋田
26	ニベ	1	0	ND	ND	—	65	シロアマダイ	1	0	ND	ND	—	中国
27	ババガレイ	1	0	ND	ND	—	66	シロギス	1	1	0.02	0.02	0.02	兵庫
28	ハマダイ	1	0	ND	ND	—	67	ジンドウイカ	2	0	ND	ND	—	宮城、福島
29	ヒラメ	8	1	0.02	ND	0.02	68	スジエビ	1	0	ND	ND	—	茨城
30	ホッケ	1	1	0.01	0.01	0.01	69	スズキ	36	27	0.20	ND	0.09	宮城、福島、千葉、東京
31	マイワシ	3	2	0.03	ND	0.02	70	タイラギ	3	0	ND	ND	—	神奈川、愛知、三重、愛媛
32	マカジキ	2	2	0.01	0.01	0.01	71	チヂウオ	3	1	0.01	ND	0.01	愛知、韓国
33	マガレイ	2	0	ND	ND	—	72	チダイ	2	0	ND	ND	—	和歌山、長崎、中国
34	マコガレイ	2	0	ND	ND	—	73	チャイロマルハタ	1	1	0.06	0.06	0.06	三重、鹿児島
35	マサバ	4	4	0.10	0.01	0.03	74	トクビレ	1	0	ND	ND	—	台湾
36	マスノスケ	1	0	ND	ND	—	75	トコブシ	1	0	ND	ND	—	北海道
37	マダラ	2	0	ND	ND	—	76	ドジョウ	1	0	ND	ND	—	台湾
38	ミンナマダロ	2	2	0.07	0.04	0.05	77	トラフグ	1	0	ND	ND	—	茨城
39	ミンククジラ	2	1	0.84	ND	0.84	78	トリガイ	2	0	ND	ND	—	千葉、三重
40	メイタガレイ	1	0	ND	ND	—	79	ナミガイ	1	0	ND	ND	—	愛知
41	メカジキ	2	1	0.04	ND	0.04	80	ニジマス	1	0	ND	ND	—	長野
42	メバチマダロ	1	1	0.01	0.01	0.01	81	ネズミゴチ	1	0	ND	ND	—	宮城
43	ヤナギムシカレイ	1	0	ND	ND	—	82	バカガイ	1	0	ND	ND	—	愛知
小計						76	23							
1	アイナメ	6	1	0.04	ND	0.04	83	バナナエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
2	アオダイ	1	0	ND	ND	—	84	バナナエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
3	アオハタ	1	0	ND	ND	—	85	ハマダリ	3	0	ND	ND	—	千葉、熊本、中国
4	アカアマダイ	2	0	ND	ND	—	86	ハモ	3	3	0.04	0.03	0.03	兵庫、徳島、中国
5	アカガイ	7	0	ND	ND	—	87	ヒメダイ	1	0	ND	ND	—	東京
6	アカカマス	2	1	0.08	ND	0.08	88	ヒラマサ	3	1	0.05	ND	0.05	東京、福岡、鹿児島
7	アカザエビ	1	0	ND	ND	—	89	ブリ	7	6	0.09	ND	0.04	青森、東京、千葉、愛媛
8	アカハタ	1	0	ND	ND	—	90	ホウボウ	2	0	ND	ND	—	千葉、愛知
9	アカムツ	2	1	0.01	ND	0.01	91	ホタテガイ	2	0	ND	ND	—	北海道、宮城
10	アカヤガラ	1	0	ND	ND	—	92	ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
11	アゲマキガイ	1	0	ND	ND	—	93	ボラ	1	1	0.06	0.06	0.06	大阪
12	アサリ	4	0	ND	ND	—	94	ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	—	千葉
13	アナゴ	1	1	0.13	0.13	0.13	95	マアジ	3	1	0.02	ND	0.02	千葉、山口、長崎
14	アユ	1	0	ND	ND	—	96	マガキ	3	0	ND	ND	—	北海道、岩手、韓国
15	アワビモドキ	1	0	ND	ND	—	97	マゴチ	1	1	0.01	0.01	0.01	茨城
16	イイダコ	2	0	ND	ND	—	98	マゼランアイナメ	1	1	0.01	0.01	0.01	チリ
17	イサキ	2	1	0.01	ND	0.01	99	マダイ	8	2	0.03	ND	0.02	茨城、東京、三重
18	イシガキダイ	1	0	ND	ND	—	100	マダコ	1	0	ND	ND	—	愛媛、大分
19	イシダイ	1	0	ND	ND	—	101	マテガイ	1	0	ND	ND	—	神奈川
20	イセエビ	1	0	ND	ND	—	102	マトウダイ	1	0	ND	ND	—	山口
21	イトヨリダイ	2	0	ND	ND	—	103	マナガツオ	2	1	0.02	ND	0.02	岡山、パキスタン
22	イボダイ	1	0	ND	ND	—	104	マナマコ	1	0	ND	ND	—	石川
23	イワガキ	2	1	0.01	ND	0.01	105	マハタ	1	1	0.02	0.02	0.02	三重
24	イワナ	1	0	ND	ND	—	106	マボヤ	1	0	ND	ND	—	宮城
25	インドエビ	1	0	ND	ND	—	107	ミズゴ	1	0	ND	ND	—	北海道
26	ウシエビ	1	0	ND	ND	—	108	ミルカイ	1	0	ND	ND	—	愛知
27	ウスメバル	1	0	ND	ND	—	109	ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	—	愛知
28	ウナギ	1	0	ND	ND	—	110	メダイ	2	0	ND	ND	—	愛知
29	ウバガイ	1	0	ND	ND	—	111	モロトグアカエビ	1	0	ND	ND	—	東京、鳥根
30	ウマヅラハギ	2	0	ND	ND	—	112	ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	—	青森
31	ウメヒロ	1	0	ND	ND	—	113	ヤマメ	1	0	ND	ND	—	岩手
32	オオモンハタ	1	1	0.01	0.01	0.01	114	ヤリイカ	1	0	ND	ND	—	青森
33	オキメダイ	1	1	0.02	0.02	0.02	115	ヨロイイカタウオ	1	0	ND	ND	—	長崎
34	オニカサゴ	1	0	ND	ND	—	116	ワカサギ	1	0	ND	ND	—	秋田
35	カツオ	2	0	ND	ND	—	小計							
36	カタクチイワシ	1	0	ND	ND	—	魚介類計							
37	カワハギ	2	0	ND	ND	—	食品等計							
38	カンパチ	6	3	0.05	ND	0.02	合計							
39	キダイ	1	0	ND	ND	—	注1 NDは検出限界値(0.01ppm)未満							
							注2 平均値は、検出した検体の平均値							

第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

TBTOについては、157魚種 259検体を調査した結果、最大値 0.12ppm、最小値検出限界値未満であった(表2-7-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.67ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリン類の調査結果は表2-7-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-7-5 TPT等の検査結果 (平成19年度)

物質名	検体数	検出検体数	検出値(ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	219	14	0.09	ND	0.03	
クロルデン類	Trans-クロルデン	41	5	0.003	0.001	0.002
	Cis-クロルデン	41	0	ND	ND	—
	オキシクロルデン	41	0	ND	ND	—
	Trans-ナカロール	41	2	0.001	ND	0.001
	Cis-ナカロール	41	1	0.001	ND	0.001
ドリン類	アルドリン	41	0	ND	ND	—
	デルタリン	41	0	ND	ND	—
	エンドリン	41	0	ND	ND	—
その他農薬	16	0	ND	ND	—	

注 NDは、検出限界値未満のもの
 TPT・その他の農薬：0.01ppm
 クロルデン類・ドリン類：0.001ppm

表 2-7-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(平成19年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出数	検出量(ppm)			産産地
					最大	最小	平均	
1	I 群	アユ	2	0	ND	ND	-	静岡、徳島
2		カワハギ	1	0	ND	ND	-	大分
3		カンパチ	3	1	0.01	ND	0.01	愛媛、大分
4		コイ	1	0	ND	ND	-	群馬
5		シマアジ	3	0	ND	ND	-	三重、愛媛、大分
6		スズキ	3	0	ND	ND	-	三重、愛媛
7		チャイロマルハタ	1	0	ND	ND	-	台湾
8		トラフグ	1	1	0.01	0.01	0.01	愛媛
9		ニジマス	1	0	ND	ND	-	静岡
10		ハマチ	1	0	ND	ND	-	大分
11		ハモ	1	0	ND	ND	-	中国
12		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	大分
13		ヒラメ	5	0	ND	ND	-	愛媛、大分、韓国
14		ブリ	3	0	ND	ND	-	愛媛、鹿児島
15		マダイ	4	0	ND	ND	-	三重、愛媛
16		マハタ	1	0	ND	ND	-	三重
17		ヤマメ	1	0	ND	ND	-	宮城
小計			33	2				
1	II 群	アワビモドキ	1	0	ND	ND	-	チリ
2		ウシエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
3		クルマエビ	2	0	ND	ND	-	鹿児島、中国
4		クロソイ	1	0	ND	ND	-	宮城
5		ホタテガイ	1	0	ND	ND	-	岩手
6		マガキ	3	2	0.11	ND	0.06	岩手、広島、韓国
7		マボヤ	1	0	ND	ND	-	宮城
小計			10	2				
1	III 群	アオダイ	2	0	ND	ND	-	東京、鹿児島
2		アイナメ	6	1	0.02	ND	0.02	宮城、福島、千葉
3		アオハタ	1	0	ND	ND	-	高知
4		アカアマダイ	2	0	ND	ND	-	三重、京都
5		アカガイ	5	0	ND	ND	-	宮城、大分、韓国、中国
6		アカザエビ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
7		アカカマス	1	0	ND	ND	-	富崎
8		アカハタ	1	0	ND	ND	-	東京
9		アカヤガラ	1	0	ND	ND	-	長崎
10		アダマキガイ	1	0	ND	ND	-	韓国
11		アサリ	4	0	ND	ND	-	北海道、千葉、愛知、中国
12		アナゴ	1	0	ND	ND	-	神奈川県
13		イイダコ	2	0	ND	ND	-	福島
14		イサキ	1	0	ND	ND	-	大分
15		インダイ	1	0	ND	ND	-	新潟
16		イトヨリダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
17		イボダイ	1	0	ND	ND	-	愛媛
18		イワガキ	1	0	ND	ND	-	大分
19		ウスメバル	2	0	ND	ND	-	青森、新潟
20		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	-	千葉
21		ウバガイ	2	1	0.01	ND	0.01	北海道、福島
22		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	-	三重
23		エゾアワビ	1	0	ND	ND	-	岩手
24		エゾバイ	1	0	ND	ND	-	北海道
25		エゾボラ	1	0	ND	ND	-	北海道
26		エツチュウバイ	1	0	ND	ND	-	山口
27		オニカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
28		カサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
29		カタクチイワシ	2	0	ND	ND	-	静岡、富山
30		カワハギ	1	0	ND	ND	-	三重
31		カンパチ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
32		キチヌ	1	0	ND	ND	-	兵庫
33		キビナゴ	1	0	ND	ND	-	三重
34		ギンザケ	1	0	ND	ND	-	チリ
35		ギンボ	1	0	ND	ND	-	宮城
36		キンメダイ	2	0	ND	ND	-	千葉、東京
37		クロソイ	1	0	ND	ND	-	宮城
38		クロダイ	2	0	ND	ND	-	大阪、愛媛
39		クロムツ	1	0	ND	ND	-	長崎
40		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	東京
41		コウイカ	2	1	0.01	ND	0.01	愛媛、徳島
42		コショウダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
43		コノシロ	3	0	ND	ND	-	新潟、東京、熊本
44		サクラエビ	1	0	ND	ND	-	静岡
45		サクラマス	1	0	ND	ND	-	北海道
46		サザエ	2	0	ND	ND	-	石川、長崎
47		サヨリ	2	1	0.01	ND	0.01	宮城、愛知
48		サワラ	1	0	ND	ND	-	福岡
49		シバエビ	1	0	ND	ND	-	福岡
50		ショウサイフグ	1	0	ND	ND	-	秋田
51		シラウオ	1	0	ND	ND	-	青森
52		シロガチ	1	0	ND	ND	-	広島
53		ジンドウイカ	1	0	ND	ND	-	福島
54		スジエビ	1	0	ND	ND	-	茨城
55		スズキ	28	11	0.03	ND	0.01	宮城、福島、千葉、東京、神奈川県、愛知
56		タイラギ	4	0	ND	ND	-	愛知、岡山、韓国
57		タカベ	1	0	ND	ND	-	東京
58		タチウオ	2	0	ND	ND	-	和歌山、中国
59	チダイ	2	0	ND	ND	-	三重、鹿児島	

表 2-7-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(平成19年度)

番号		魚種	検体数	検出数	検出値(ppm)			産地
					最大	最小	平均	
60		トラフグ	1	0	ND	ND	-	愛知
61		トリガイ	2	0	ND	ND	-	千葉、三重
62		ナミガイ	1	0	ND	ND	-	愛知
63		ネズミゴチ	1	0	ND	ND	-	富城
64		バイ	1	0	ND	ND	-	新潟
65		バカガイ	1	0	ND	ND	-	愛知
66		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	-	東京
67		バナナエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
68		ハマグリ	3	0	ND	ND	-	千葉、三重、熊本
69		ハモ	1	0	ND	ND	-	兵庫
70		ヒメダイ	1	0	ND	ND	-	東京
71		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
72		ブリ	3	0	ND	ND	-	青森、千葉
73		ホウボウ	1	0	ND	ND	-	愛知
74		ホタテガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
75		ホッコクアカエビ	2	0	ND	ND	-	北海道
76		ボラ	1	0	ND	ND	-	大阪
77		マアジ	3	0	ND	ND	-	千葉、三重、長崎
78		マガキ	2	0	ND	ND	-	北海道、富城
79		マダイ	1	0	ND	ND	-	大分
80		マダコ	1	0	ND	ND	-	神奈川
81		マテガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	山口
82		マトウダイ	1	0	ND	ND	-	青森
83		マナマコ	1	0	ND	ND	-	石川
84		マフグ	1	0	ND	ND	-	秋田
85		ミズダコ	1	0	ND	ND	-	北海道
86		ミルクイ	1	0	ND	ND	-	愛知
87		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	-	愛知
88		メジナ	1	0	ND	ND	-	千葉
89		メダイ	1	0	ND	ND	-	鳥取
90		メバル	1	0	ND	ND	-	秋田
91		モエギイガイ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
92		ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	-	青森
93		ヤリイカ	2	0	ND	ND	-	青森、静岡
94		ワカサギ	2	0	ND	ND	-	青森、秋田
小計			162	17				
1		アオメエソ	1	0	ND	ND	-	福島
2		アオリイカ	1	1	0.01	0.01	0.01	三重
3		アカシタピラメ	1	0	ND	ND	-	広島
4		アンコウ	2	0	ND	ND	-	北海道、青森
5		イシガレイ	1	0	ND	ND	-	福島
6		カツオ	3	0	ND	ND	-	富城、千葉
7		カラスガレイ	1	0	ND	ND	-	ロシア
8		キチジ	1	0	ND	ND	-	アメリカ合衆国
9		ギンダラ	1	0	ND	ND	-	アメリカ合衆国
10		クロウシノシタ	1	0	ND	ND	-	愛知
11		クロマグロ	3	0	ND	ND	-	千葉、和歌山、長崎
12		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	静岡
13		サケ	2	0	ND	ND	-	北海道、青森
14		サンマ	2	0	ND	ND	-	北海道、岩手
15		スケトウダラ	1	0	ND	ND	-	北海道
16		スルメイカ	2	0	ND	ND	-	青森、三重
17		タイセイヨウサケ	1	0	ND	ND	-	イギリス
18		タイセイヨウサバ	1	0	ND	ND	-	デンマーク
19		チゴダラ	1	0	ND	ND	-	青森
20		トビウオ	2	0	ND	ND	-	富城、静岡
21		ナガスクジラ	1	0	ND	ND	-	南大洋
22		ニシン	2	0	ND	ND	-	北海道
23		ニベ	1	0	ND	ND	-	富城
24		ハタハタ	1	0	ND	ND	-	北海道
25		ババガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
26		ハマダイ	2	0	ND	ND	-	東京、鹿児島
27		ヒラメ	1	0	ND	ND	-	茨城
28		ホッケ	2	0	ND	ND	-	新潟
29		マイワシ	3	0	ND	ND	-	富城、千葉、石川
30		マカジキ	1	0	ND	ND	-	富城
31		マガレイ	1	0	ND	ND	-	富城
32		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	岩手
33		マサバ	2	1	0.01	ND	0.01	神奈川、和歌山
34		マスノスケ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
35		マダラ	1	0	ND	ND	-	岩手
36		メイトガレイ	1	0	ND	ND	-	富城
37		メカジキ	1	0	ND	ND	-	東京
38		メバチマグロ	1	0	ND	ND	-	富城
39		ヤナギムシカレイ	1	0	ND	ND	-	秋田
小計			54	2				
総計			258	23				

注1 NDは検出限界値(0.01ppm)未満
 注2 平均値は、検出した検体の平均値

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナーPCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

福祉保健局では都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類中の化学物質について調査を行っている。

平成 19 年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

ボラ、スズキ、マアナゴ、マコガレイ各 8 検体（隅田川河口 2 検体、漁場 2 ポイント各 3 検体）、アサリ 3 検体（※例年採集を行っている三枚洲付近のアサリについては、平成 19 年 9 月の台風 9 号の影響により、検体が入手できなかった。）計 35 検体

(2) 貝類採取地点

東京都内湾の次の地点

※平成18年まで採集を行っていた羽田空港南岸が羽田空港拡張工事に伴い、制限されているため、魚場1は城南島北側沿岸、漁場2は羽田空港北側沿岸へ変更を行った。

魚類：隅田川河口、漁場1（城南島北側沿岸）、漁場2（羽田空港北側沿岸）

アサリ：三枚洲、羽田沖（多摩川河口部）

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網により、マアナゴはアナゴ筒により、アサリはジョレン等を用いて採取した。なお、採取については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ、マコガレイは皮付き）約100gを、貝類は、むき身約100gをそれぞれ1検体とした。なお、1個体で必要量を確保できない場合は、複数個体を合わせて1検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

水分含有量、脂肪含有量、ダイオキシン類濃度（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）14種類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）15種類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、Co-PCB）12種類の異性体）。

なお、検出下限未満（ND）の数値は0として、ダイオキシン類濃度の計算をした。PCDD、PCDF及びコプラナーPCBの内訳は、表2-7-7のとおり。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

水分含有量、脂肪含有量、PCB、DDT及びその代謝物、トリブチルスズ、トリフェニルスズ、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノールとした。

分析対象物質の内訳は表2-7-8のとおり。

(6) 方法

ア 水分含有量

五訂日本食品標準成分表（旧科学技術庁資源調査会編）による常圧加熱乾燥法

イ 脂肪含有量

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・エーテル抽出法

ウ ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。

エ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB、トリブチルスズ、トリフェニルスズ

GC/ECDを用いて測定

(イ) DDT、DDE、DDD、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

GC/MSを用いて測定

(7) 検出下限

ア ダイオキシン類

(7) PCDD及びPCDF

4,5塩化物：0.01pg/g

6,7塩化物：0.05pg/g

8塩化物：0.1pg/g

(イ) コプラナーPCB

0.1pg/g

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(7) PCB

0.001 μg/g

(イ) DDT、DDE、DDD、トリブチルスズ、トリフェニ

ルスズ、ベンゾフェノン、ペンタクロロフェノ

ール、2,4-ジクロロフェノール

0.001 μg/g

(ウ) アルキルフェノール類（ノニルフェノールを
除く）

0.0015 μg/g

(エ) ノニルフェノール

0.02 μg/g

(オ) アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

0.01 μg/g

(8) 分析機関

健康安全研究センター

表2-7-7 ダイオキシン類の分析項目（内訳）

1 PCDD、PCDF

項目名		
P C D D	4塩化物	2,3,7,8-TCDD 1,3,6,8-TCDD 1,3,7,9-TCDD その他
	5塩化物	1,2,3,7,8-PCDD 1,2,3,4,7-PCDD その他
	6塩化物	1,2,3,6,7,8-HCDD 1,2,3,4,7,8-HCDD 1,2,3,7,8,9-HCDD その他
		7塩化物
Octa-CDD		

項目名		
P C D F	4塩化物	2,3,7,8-TCDF 1,3,6,8-TCDF その他
	5塩化物	2,3,4,7,8-PCDF 1,2,3,7,8-PCDF その他
	6塩化物	1,2,3,4,7,8-HCDF 1,2,3,6,7,8-HCDF 1,2,3,7,8,9-HCDF 2,3,4,6,7,8-HCDF その他
		7塩化物
Octa-CDF		

2 コプラナーPCB

項目名 (non-ortho)	
4塩化物	3,3',4,4'-TCB (#77) 3,4,4',5'-TCB (#81)
5塩化物	3,3',4,4',5'-PCB (#126)
6塩化物	3,3',4,4',5,5'-HCB (#169)

項目名 (mono-ortho)		
5塩化物	2,3,3',4,4'-PCB (#105) 2,3,4,4',5'-PCB (#114) 2,3',4,4',5'-PCB (#118) 2',3,4,4',5'-PCB (#123)	
	6塩化物	2,3,3',4,4',5'-HCB (#156) 2,3,3',4,4',5'-HCB (#157) 2,3',4,4',5,5'-HCB (#167)
	7塩化物	2,3,3',4,4',5,5'-HCB (#189)

表 2-7-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目（内訳）

番号	物質名	内訳
2	PCB	
5	ペンタクロロフェノール	
18	DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT
19	DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE p, p'-DDE o, p'-DDD p, p'-DDD
33	トリブチルスズ	トリブチルスズ
34	トリフェニルスズ	トリフェニルスズ
36	アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-t-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール ノニルフェノール
44	2,4-ジクロロロフェノール	
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	
46	ベンゾフェノン	

※ 番号は、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」（環境省）に拠った。

2 調査結果（表2-7-9から表2-7-11）

(1) ダイオキシン類（表2-7-9から表2-7-11）

ア 魚類全体のダイオキシン類濃度は、隅田川河口が 3.87pg-TEQ/g (5.0%)、漁場 1 が 3.82pg-TEQ/g (4.4%)、漁場 2 が 3.30pg-TEQ/g (3.7%)であった。

※()内は総脂肪

イ アサリのダイオキシン類濃度は、魚類よりも低い値を示した。

ウ 平均濃度が相対的に高かったのは、今年度もマアナゴであった。これは、他の魚種と比較して脂肪分が高いためと考えられる。

エ 東京都福祉保健局が実施した「平成 19 年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査（トータルダイエット調査）」によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、1.23pg-TEQ/kg-bw/day であった（魚介類からの摂取は 0.93pg-TEQ/kg-bw/day）。

食事由来の化学物質曝露量推計調査では、通常の食生活における調理加工した食品を調査対象としているため単純に比較はできないが、仮に、都民が内海内湾産魚介類について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとして置き換えて一日のダイオキシン類摂取量を試算した。すると、魚介類全体からのダイオキシン類摂取量は

1.41 pg-TEQ/kg-bw/day、食事全体からのダイオキシン類摂取量は 1.71 pg-TEQ/kg-bw/day（平成 18 年度 2.15 pg-TEQ/kg-bw/day）となり、「ダイオキシン類対策特別措置法」における耐容一日摂取量：4 pg-TEQ/kg-bw/day を下回る。

(7) 内海内湾産魚介類と遠洋沖合魚介類の摂取割合

1:3（農林水産省・平成 7 年食糧需給表）

(イ) 内海内湾産魚介類の摂取量

50.2(g) <生魚介類の摂取量> / 4 = 12.6(g)

(ウ) 内海内湾産魚介類摂取量について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとした際のダイオキシン類摂取量

2.51 (pg-TEQ/g) × 12.6 (g) / 50 (kg-bw) = 0.63 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(エ) 内海内湾産魚介類以外の魚介類からのダイオキシン類摂取量

0.93 (pg-TEQ/kg-bw/day) × 63.0(g) / 75.6(g) <魚介類の摂取量> = 0.78 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(オ) 魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

0.30 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(カ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

(ウ)+(エ)+(オ) = 1.71 (pg-TEQ/kg-bw/day)

以上、東京湾産魚類のダイオキシン類濃度（漁場の平均：2.51pg-TEQ/g）以外の数値は、「平成19年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査結果」（平成20年7月東京都福祉保健局）から引用した。

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

ア PCB及びトリブチルスズは、全ての検体から検出された。魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口の地点が0.150μg/g、漁場1の地点が0.150μg/g、漁場2の地点が0.123μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.011μg/gであった。（18

年度魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口：0.083μg/g、漁場1：0.093μg/g、漁場2：0.101μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.014μg/gであった。）

※各魚場の魚類の脂肪量は（1）ア参照

イ p,p'-DDE、トリフェニルスズは全ての魚類から検出された。また、アルキルフェノール類はボラのみから検出された。アサリからはPCB、トリブチルスズが検出された。

表2-7-9 ダイオキシン類濃度(平均)

(ND=0、単位：pg-TEQ/g)

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナー PCB
魚類全体	隅田川河口部	5.0	3.87	0.70	3.17	112	18	93
	漁場1	4.4	3.82	0.56	3.26	129	20	109
	漁場2	3.7	3.30	0.48	2.82	113	17	96
	漁場全体	4.3	3.64	0.57	3.07	119	19	100
ボラ	隅田川河口部	6.6	5.83	1.19	4.64	89	18	71
	漁場1	5.5	4.67	0.83	3.84	86	16	70
	漁場2	5.1	4.23	0.61	3.62	86	13	73
スズキ	隅田川河口部	3.6	3.29	0.54	2.75	90	15	75
	漁場1	2.8	2.83	0.43	2.41	105	15	89
	漁場2	3.5	3.22	0.51	2.72	94	15	79
マアナゴ	隅田川河口部	9.1	4.83	0.86	3.97	54	9	44
	漁場1	8.6	6.48	0.79	5.69	79	9	69
	漁場2	5.5	4.14	0.55	3.59	76	10	66
マコガレイ	隅田川河口部	0.8	1.54	0.23	1.32	214	31	182
	漁場1	0.5	1.31	0.21	1.09	248	40	208
	漁場2	0.8	1.60	0.24	1.35	196	31	165
アサリ	羽田沖	1.1	0.11	0.04	0.07	10	3.3	6.6

表 2-7-10 ダイオキシン類濃度(平成19年度)

(ND=0、単位:pg-TEQ/g)

検体番号	魚種	採取地点	調査地点番号	総脂肪(%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
					ダイオキシン類	PCDDa+PCDFa	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDa+PCDFa	コプラナーPCB
1	ボラ	岡田川河口部	ST. A	6.6	6.70	1.30	5.41	102	20	82
2				6.5	4.95	1.08	3.87	76	17	60
3		漁場 1	ST. B	6.7	5.09	0.82	4.28	76	12	64
4				5.1	5.07	0.87	4.20	99	17	82
5				4.7	3.86	0.81	3.05	82	17	65
6		漁場 2	ST. C	4.7	3.51	0.43	3.08	75	9	66
7				6.4	4.66	0.52	4.14	73	8	65
8				4.1	4.53	0.89	3.64	110	22	89
9	スズキ			岡田川河口部	ST. A	3.9	4.02	0.65	3.37	103
10		3.3	2.55			0.42	2.13	77	13	65
11		漁場 1	ST. B	1.9	1.54	0.24	1.30	81	13	68
12				2.1	3.09	0.41	2.68	147	20	127
13				4.5	3.87	0.63	3.24	86	14	72
14		漁場 2	ST. C	2.8	3.09	0.54	2.56	110	19	91
15				3.6	2.61	0.43	2.19	73	12	61
16				4.0	3.96	0.56	3.40	99	14	85
17	マアナゴ			岡田川河口部	ST. A	11.1	5.70	1.10	4.61	51
18		7.1	3.96			0.63	3.34	56	9	47
19		漁場 1	ST. B	8.0	6.28	0.82	5.46	78	10	68
20				11.8	7.37	0.91	6.47	62	8	55
21				6.1	5.78	0.63	5.15	95	10	84
22		漁場 2	ST. C	5.0	4.59	0.65	3.94	92	13	79
23				6.4	4.42	0.60	3.82	69	9	60
24				5.2	3.41	0.40	3.02	66	8	58
25	マコガレイ			岡田川河口部	ST. A	0.6	1.54	0.23	1.31	256
26		0.9	1.54			0.22	1.32	172	25	147
27		漁場 1	ST. B	0.5	1.38	0.19	1.19	277	39	238
28				0.5	1.35	0.23	1.12	269	45	224
29				0.6	1.19	0.22	0.98	199	36	163
30		漁場 2	ST. C	0.5	1.10	0.20	0.90	220	40	180
31				0.9	1.58	0.20	1.37	175	23	153
32				1.1	2.11	0.33	1.78	192	30	162
33	アサリ			三枚州	ST. 1	-	-	-	-	-
34		-	-			-	-	-	-	-
35		-	-			-	-	-	-	-
36		羽田沖	ST. 2	1.0	0.10	0.03	0.07	10	2.7	7.3
37				1.1	0.10	0.04	0.07	9.3	3.3	6.1
38				1.1	0.11	0.04	0.07	10	4.0	6.3

表 2-7-11 内分泌かく乱化学物質濃度 (平成 19 年度)

(ND=0、単位：μg/g(湿重量))

番号	生物種	採取場所		水分 (%)	脂肪分 (%)	PCB	DDT				DDE, DDD				TBT	TPT	アルキルフェノール類									
		地名	St				o, p'-DDT, p'-DDT	o, p'-DDE, p'-DDE	o, p'-DDD, p'-DDD	o, p'-DDD, p'-DDD	4-tert-ブチルフェノール	2,4-ジブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール	2,4-ジブチルフェノール			4-tert-ブチルフェノール	2,4-ジブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール	2,4-ジブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール	2,4-ジブチルフェノール				
1	ボラ	隅田川河口部	St.A	71.6	6.6	0.207	ND	0.002	0.002	0.011	ND	0.003	0.003	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
2				72.1	6.5	0.183	ND	0.002	0.002	0.010	ND	0.003	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
3		漁場 1	St.B	72.0	6.7	0.210	ND	0.003	0.002	0.009	ND	0.003	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
4				73.0	5.1	0.217	ND	0.002	0.005	0.023	ND	0.003	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
5				73.5	4.7	0.185	ND	0.001	0.001	0.009	ND	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
6		漁場 2	St.C	73.7	4.7	0.145	ND	0.006	0.001	0.008	ND	0.004	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
7				71.0	6.4	0.202	ND	0.002	0.005	0.024	ND	0.003	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
8				74.4	4.1	0.135	ND	0.001	0.001	0.012	ND	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	0.0021	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
9	スズキ	隅田川河口部	St.A	76.4	3.9	0.152	ND	0.001	ND	0.009	ND	0.002	0.007	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
10				77.3	3.3	0.125	ND	0.001	ND	0.007	ND	0.001	0.010	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
11		漁場 1	St.B	77.6	1.9	0.094	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.016	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
12				79.4	2.1	0.128	ND	0.001	ND	0.006	ND	0.002	0.017	0.014	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
13				75.9	4.5	0.166	ND	0.001	0.001	0.007	ND	0.002	0.011	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
14		漁場 2	St.C	77.8	2.8	0.114	ND	ND	ND	0.006	ND	0.001	0.012	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
15	75.9			3.6	0.121	ND	0.001	ND	0.005	ND	0.002	0.010	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
16	76.5			4.0	0.184	ND	0.001	0.002	0.008	ND	0.003	0.012	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
17	マアナゴ	隅田川河口部	St.A	72.3	11.1	0.248	ND	0.002	ND	0.011	ND	0.002	0.004	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
18				75.3	7.1	0.175	ND	0.001	ND	0.009	ND	0.002	0.003	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
19		漁場 1	St.B	74.0	8.0	0.268	ND	0.001	0.001	0.013	ND	0.003	0.007	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
20				72.0	11.8	0.211	ND	0.002	ND	0.014	ND	0.003	0.005	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
21				75.8	6.1	0.192	ND	0.001	0.001	0.013	ND	0.002	0.008	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
22		漁場 2	St.C	75.0	5.0	0.167	ND	ND	0.001	0.010	ND	0.002	0.007	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
23	75.7			6.4	0.157	ND	ND	ND	0.010	ND	0.002	0.006	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
24	76.2			5.2	0.119	ND	ND	ND	0.008	ND	0.002	0.007	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
25	マコガレイ	隅田川河口部	St.A	77.7	0.6	0.051	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
26				79.0	0.9	0.058	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
27		漁場 1	St.B	79.7	0.5	0.051	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.004	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
28				79.1	0.5	0.043	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
29				79.2	0.6	0.034	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
30		漁場 2	St.C	79.5	0.5	0.036	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
31	79.2			0.9	0.053	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.003	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
32	79.7			1.1	0.040	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
33	アサリ	羽田沖	St.2	87.7	1.0	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
34				87.7	1.1	0.011	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
35				88.0	1.1	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
検出下限値						0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.0015	0.02	0.0015	0.001	0.01	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の化学物質については、国の暫定規制値に基づいて魚介類の汚染状況を調査している。また、これらの物質については、平成11年より内分泌かく乱作用の観点から検出下限を1ppb（0.001mg/kg）として調査を実施した。

平成19年度の結果は以下のとおりである。

1 調査期間

平成19年4月から平成20年3月まで

2 調査の概要（表2-7-12、表2-7-13）

(1) 調査対象物質及び検体数（表2-7-12）

中央卸売市場に流通する魚介類119魚種の可食部179検体

表2-7-12 調査対象物質及び検体数

検査対象物質	魚種	検体数
ポリ塩化ビフェニール	109	159
トリブチルスズ	119	179
トリフェニルスズ	119	179
ドリソ類	アルドリソ	29
	エンドリソ	29
	ディルドリソ	29
クロルデン類	trans-クロルデン	29
	cis-クロルデン	29
	オキシクロルデン	29
	trans-ノナクロル	29
	cis-ノナクロル	29
合計		845

(2) 分析方法及び検出下限は、表2-7-13のとおりである。

表2-7-13 分析方法及び検出下限

調査対象物質	略号	分析方法
ポリ塩化ビフェニール	PCB	溶媒抽出、GC/ECD法
トリブチルスズ	TBT	溶媒抽出、GC/FPD法
トリフェニルスズ	TPT	溶媒抽出、GC/FPD法
アルドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
エンドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
ディルドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
オキシクロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法

※検出下限は、全ての調査対象物質において、1ppb

3 調査機関

健康安全研究センター

4 調査結果（表2-7-14から表2-7-20）

各物質の検出結果は表2-7-14、表2-7-15のとおりである。なお、魚種毎の検出結果は、表2-7-16から表2-7-20のとおりである。

(1) ポリ塩化ビフェニール（PCB）

159検体中142検体（89.3%）からポリ塩化ビフェニールを検出した。最大値は、キチヌの244ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、70魚種中60魚種（85.7%）から検出し、検出値の平均値は25ppbであった。遠海性魚介類は、39魚種中37魚種（94.9%）から検出され、検出値の平均値は7ppbであった。

※ 近海性魚介類と遠海性魚介類の分類は、昭和47年8月24日付課食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」を参考に行った。なお、近海性魚介類には輸入魚介類を含む。

(2) トリブチルスズ（TBT）

179検体中168検体（93.9%）から検出した。最大値は、マガキの118ppbであった。近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は79魚種中74魚種（93.7%）から検出され、検出値の平均値は5ppbであった。遠海性魚介類は、40魚種中37魚種（92.5%）から検出され、検出値の平均値は2ppbであった。

(3) トリフェニルスズ（TPT）

179検体中118検体（65.9%）から検出した。最大値は、クロマグロの38ppbであった。近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、79魚種中51魚種（64.6%）から検出され、検出値の平均値は3ppbであった。遠海性魚介類は、40魚種中26魚種（65.0%）から検出され、検出値の平均値は4ppbであった。

(4) 農薬類

41検体を検査した。ドリソ類（アルドリソ、エンドリソ、ディルドリソ）は検出されなかった。クロルデン類のうちcis-クロルデン、trans-ノナクロル及びcis-ノナクロルが5検体から1～3ppbの範囲で検出されたが、trans-クロルデン、オキシクロ

ルデンは検出されなかった。

5 まとめ

- (1) ポリ塩化ビフェニールは 159 検体中 142 検体 (89.3%)、トリブチルスズは 179 検体中 168 検体 (93.9%)、トリフェニルスズは 179 検体中 118 検体 (65.9%) から検出した。
- (2) 農薬はドリン類 (3種類) については 41 検体全て検出されなかった。またクロルデン類 (5種類) の

うち、cis-クロルデンを 5 検体 (12.2%)、trans-ノナクロルを 2 検体 (4.9%)、cis-ノナクロル 1 検体 (2.4%) を検出した。オキシクロルデン、trans-クロルデンは検出されなかった。

- (3) 近海性魚介類と遠海性魚介類の平均検出値を比較すると、ポリ塩化ビフェニールは近海性魚介類が高かった。トリブチルスズ、トリフェニルスズは近海性魚介類と遠海性魚介類に差は見られなかった。

表 2-7-14 平成 19 年度流通魚介類の実態調査結果 (ND=0、単位：ppb)

物質名	検体数	検出数	検出率 (%)	検出結果			平成 18 年度			
				最大	最小	平均値	最大	最小	平均値	
ポリ塩化ビフェニール	159	142	89.3	244	ND	20	682	ND	45	
トリブチルスズ	179	168	93.9	118	ND	4	120	ND	5	
トリフェニルスズ	179	118	65.9	38	ND	3	58	ND	4	
ドリン類	アルドリン	41	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	エンドリン	41	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	ディルドリン	41	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
クロルデン類	trans-クロルデン	41	0	0	ND	ND	-	2	ND	ND
	cis-クロルデン	41	5	12.2	3	ND	ND	2	ND	ND
	オキシクロルデン	41	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	trans-ノナクロル	41	2	4.9	1	ND	ND	3	ND	ND
	cis-ノナクロル	41	1	2.4	1	ND	ND	1	ND	ND

表 2-7-15 近海性魚介類及び遠海性魚介類の比較 (ND=0、単位：ppb)

物質名	分類	検査魚種数	検出魚種数	検出率 (%)	平均検出値
ポリ塩化ビフェニール	全体	109	97	89.0	20
	近海性魚介類	70	60	85.7	25
	遠海性魚介類	39	37	94.9	7
トリブチルスズ	全体	119	111	93.3	4
	近海性魚介類	79	74	93.7	5
	遠海性魚介類	40	37	92.5	2
トリフェニルスズ	全体	119	77	64.7	3
	近海性魚介類	79	51	64.6	3
	遠海性魚介類	40	26	65.0	4

表 2-7-16 流通魚介類のPCB検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	3	7	1	3	近	サンマ	1	3	3	3	遠
アオダイ	1	1	1	1	近	シマアジ	1	18	18	18	近
アオハタ	1	1	1	1	遠	シヨウサイフグ	1	1	1	1	近
アオメエソ	1	3	3	3	近	ジンドウイカ	1	3	3	3	遠
アオリイカ	1	3	3	3	近	スジエビ	1	ND	ND	—	近
アカアマダイ	1	3	3	3	近	スズキ	27	208	1	84	近
アカガイ	4	ND	ND	—	近	スルメイカ	1	1	1	1	遠
アカカマス	1	1	1	1	遠	タイセイヨウサケ	1	16	16	16	遠
アカザエビ	1	2	2	2	近	タイセイヨウサバ	1	7	7	7	遠
アカシタピラメ	1	1	1	1	遠	タイラギ	2	2	1	1	近
アカハタ	1	1	1	1	遠	タチウオ	2	6	1	3	近
アカヤガラ	1	1	1	1	遠	チゴダラ	1	6	6	6	近
アサリ	1	ND	ND	—	近	チダイ	1	1	1	1	近
アワビモドキ	1	1	1	1	近	トビウオ	1	1	1	1	遠
アンコウ	1	1	1	1	遠	トリガイ	1	1	1	1	近
イイダコ	2	ND	ND	—	近	ナガスクジラ	1	ND	ND	—	遠
イサキ	1	14	14	14	近	ナミガイ	1	1	1	1	近
イシガレイ	1	1	1	1	遠	ニシン	2	1	1	1	遠
イシダイ	1	1	1	1	近	ニベ	1	3	3	3	遠
イトヨリダイ	1	1	1	1	近	バカガイ	1	ND	ND	—	近
イボダイ	1	3	3	3	近	バナナエビ	1	2	2	2	近
ウスメバル	1	3	3	3	近	ハマグリ	1	2	2	2	近
ウバガイ	1	ND	ND	—	近	ハマダイ	1	2	2	2	近
ウマヅラハギ	1	ND	ND	—	近	ハモ	1	47	47	47	近
オニカサゴ	1	ND	ND	—	近	ヒメダイ	1	1	1	1	近
カサゴ	1	1	1	1	近	ヒラマサ	1	5	5	5	近
カタクチイワシ	1	ND	ND	—	近	ヒラメ	4	3	1	2	遠
カツオ	2	2	1	1	遠	ブリ	2	21	8	14	近
カラスカレイ	1	140	140	140	遠	ホウボウ	1	7	7	7	近
カワハギ	1	1	1	1	近	ホッケ	1	10	10	10	遠
カンパチ	3	21	6	13	近	ホッコクアカエビ	1	ND	ND	—	遠
キチジ	1	5	5	5	遠	マアジ	1	5	5	5	近
キチヌ	1	244	244	244	近	マイワシ	1	5	5	5	遠
キピナゴ	1	5	5	5	近	マガキ	2	2	1	1	近
ギンザケ	1	2	2	2	遠	マカジキ	1	16	16	16	遠
ギンダラ	1	13	13	13	遠	マガレイ	1	4	4	4	遠
ギンボ	1	1	1	1	近	マコガレイ	1	1	1	1	遠
キンメダイ	1	8	8	8	近	マサバ	2	12	11	11	遠
クロウシノシタ	1	2	2	2	近	マスノスケ	1	4	4	4	遠
クロソイ	2	6	5	5	近	マダイ	4	13	2	5	近
クロダイ	1	22	22	22	近	マダコ	1	1	1	1	近
クロマグロ	2	8	7	7	遠	マダラ	1	1	1	1	遠
クロムツ	1	1	1	1	近	マテガイ	1	ND	ND	—	近
ケンサキイカ	1	2	2	2	近	マトウダイ	1	2	2	2	近
コイ	1	3	3	3	近	マナマコ	1	7	7	7	近
コウイカ	1	5	5	5	遠	マボヤ	1	1	1	1	近
コショウダイ	1	5	5	5	近	ムラサキイガイ	1	1	1	1	近
コノシロ	2	7	2	4	近	メカジキ	1	45	45	45	遠
ゴマサバ	1	5	5	5	遠	メダイ	1	2	2	2	近
サクラエビ	1	2	2	2	近	メバチマグロ	1	11	11	11	遠
サクラマス	1	7	7	7	近	ヤナギムシカレイ	1	1	1	1	遠
サケ	1	3	3	3	遠	ヤマトシジミ	1	8	8	8	近
サザエ	1	1	1	1	近	ヤリイカ	1	1	1	1	遠
サヨリ	1	1	1	1	近	ワカサギ	1	1	1	1	近
サワラ	1	20	20	20	近	総計	159	244	ND	20	

表 2-7-17 流通魚介類のT B T検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	3	1	1	1	近	シラウオ	1	1	1	1	近
アオダイ	1	ND	ND	—	近	ジンドウイカ	1	5	5	5	遠
アオハタ	1	2	2	2	遠	スジエビ	1	2	2	2	近
アオメエソ	1	1	1	1	近	スズキ	27	31	3	9	近
アオリイカ	1	11	11	11	近	スルメイカ	1	2	2	2	遠
アカアマダイ	1	1	1	1	近	タイセイヨウサケ	1	6	6	6	遠
アカガイ	4	9	ND	3	近	タイセイヨウサバ	1	2	2	2	遠
アカカマス	1	3	3	3	遠	タイラギ	2	5	2	3	遠
アカザエビ	1	1	1	1	近	タチウオ	2	4	1	2	近
アカシタビラメ	1	2	2	2	遠	チゴダラ	1	ND	ND	—	近
アカハタ	1	1	1	1	遠	チダイ	1	2	2	2	近
アカヤガラ	1	ND	ND	—	遠	トビウオ	1	1	1	1	遠
アサリ	2	4	3	3	近	トリガイ	1	2	2	2	近
アユ	2	2	1	1	近	ナガスケジラ	1	4	4	4	遠
アワビモドキ	1	1	1	1	近	ナミガイ	1	6	6	6	近
アンコウ	1	2	2	2	遠	ニジマス	1	1	1	1	近
イイダコ	2	8	4	6	近	ニシン	2	4	2	3	遠
イサキ	1	5	5	5	近	ニベ	2	5	4	4	遠
イシガレイ	1	1	1	1	遠	パイ	1	2	2	2	近
イシダイ	1	1	1	1	近	バカガイ	1	2	2	2	近
イトヨリダイ	1	2	2	2	近	ハタハタ	1	4	4	4	遠
イボダイ	1	3	3	3	近	バナナエビ	1	1	1	1	近
ウスメバル	1	3	3	3	近	ハマグリ	2	2	ND	1	近
ウバガイ	1	19	19	19	近	ハマダイ	1	1	1	1	近
ウマヅラハギ	1	1	1	1	近	ハモ	1	3	3	3	近
エゾバイ	1	1	1	1	近	ヒメダイ	1	ND	ND	—	近
オニカサゴ	1	1	1	1	近	ヒラマサ	1	ND	ND	—	近
カサゴ	1	2	2	2	近	ヒラメ	4	4	1	1	遠
カタクチイワシ	1	4	4	4	近	ブリ	2	3	3	3	近
カツオ	2	3	1	2	遠	ホウボウ	1	1	1	1	近
カラスカレイ	1	1	1	1	遠	ホタテガイ	2	10	9	9	近
カワハギ	1	2	2	2	近	ホッケ	1	1	1	1	遠
カンパチ	3	1	1	1	近	ホッコクアカエビ	1	4	4	4	遠
キチジ	1	ND	ND	—	遠	マアジ	2	2	1	1	近
キチヌ	1	2	2	2	近	マイワシ	2	6	5	5	遠
キビナゴ	1	8	8	8	近	マガキ	3	118	6	45	遠
ギンザケ	1	1	1	1	遠	マカジキ	1	3	3	3	遠
ギンダラ	1	ND	ND	—	遠	マガレイ	1	1	1	1	遠
ギンボ	1	2	2	2	近	マコガレイ	1	3	3	3	遠
キンメダイ	1	1	1	1	近	マサバ	2	10	9	9	遠
クロウシノシタ	1	1	1	1	近	マスノスケ	1	5	5	5	遠
クロソイ	2	9	2	5	近	マダイ	4	6	1	3	近
クロダイ	1	1	1	1	近	マダコ	1	3	3	3	近
クロマグロ	2	8	5	6	遠	マダラ	1	3	3	3	遠
クロムツ	1	1	1	1	近	マテガイ	1	26	26	26	近
ケンサキイカ	1	1	1	1	近	マトウダイ	1	1	1	1	近
コイ	1	1	1	1	近	マナマコ	1	3	3	3	近
コウイカ	1	1	1	1	遠	マボヤ	1	1	1	1	近
コショウダイ	1	1	1	1	近	ムラサキイガイ	1	6	6	6	近
コノシロ	2	3	2	2	近	メカジキ	1	2	2	2	遠
ゴマサバ	1	3	3	3	遠	メジナ	1	3	3	3	近
サクラエビ	1	1	1	1	近	メダイ	1	2	2	2	近
サクラマス	1	5	5	5	近	メバチマグロ	1	1	1	1	遠
サケ	1	1	1	1	遠	メバル	1	1	1	1	近
サザエ	2	2	ND	1	近	ヤナギムシカレイ	1	1	1	1	遠
サヨリ	1	4	4	4	近	ヤマトシジミ	1	ND	ND	—	近
サワラ	1	7	7	7	近	ヤマメ	1	1	1	1	近
サンマ	1	2	2	2	遠	ヤリイカ	1	2	2	2	遠
シマアジ	2	7	2	4	近	ワカサギ	1	7	7	7	近
シヨウサイフグ	1	1	1	1	近	総計	179	118	ND	4	

表 2-7-18 流通魚介類のTPT検出結果

(ND=0、単位:ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	3	5	ND	3	近	シラウオ	1	ND	ND	—	近
アオダイ	1	1	1	1	近	ジンドウイカ	1	2	2	2	遠
アオハタ	1	13	13	13	遠	スジエビ	1	ND	ND	—	近
アオメエソ	1	ND	ND	—	近	スズキ	27	9	1	4	近
アオリイカ	1	4	4	4	近	スルメイカ	1	3	3	3	遠
アカアマダイ	1	4	4	4	近	タイセイヨウサケ	1	ND	ND	—	遠
アカガイ	4	8	ND	2	近	タイセイヨウサバ	1	ND	ND	—	遠
アカカマス	1	22	22	22	遠	タイラギ	2	ND	ND	—	近
アカザエビ	1	ND	ND	—	近	タチウオ	2	23	12	17	近
アカシタピラメ	1	1	1	1	遠	チゴダラ	1	2	2	2	近
アカハタ	1	2	2	2	遠	チダイ	1	4	4	4	近
アカヤガラ	1	7	7	7	遠	トビウオ	1	2	2	2	遠
アサリ	2	ND	ND	—	近	トリガイ	1	ND	ND	—	近
アユ	2	ND	ND	—	近	ナガスクジラ	1	ND	ND	—	遠
アワビモドキ	1	ND	ND	—	近	ナミガイ	1	ND	ND	—	近
アンコウ	1	3	3	3	遠	ニジマス	1	ND	ND	—	近
イイダコ	2	1	1	1	近	ニシン	2	3	ND	1	遠
イサキ	1	9	9	9	近	ニベ	2	20	ND	10	遠
イシガレイ	1	2	2	2	遠	バイ	1	ND	ND	—	近
イシダイ	1	2	2	2	近	バカガイ	1	1	1	1	近
イトヨリダイ	1	19	19	19	近	ハタハタ	1	ND	ND	—	遠
イボダイ	1	1	1	1	近	バナナエビ	1	ND	ND	—	近
ウスメバル	1	8	8	8	近	ハマグリ	2	3	ND	1	近
ウバガイ	1	ND	ND	—	近	ハマダイ	1	ND	ND	—	近
ウマヅラハギ	1	3	3	3	近	ハモ	1	8	8	8	近
エゾバイ	1	ND	ND	—	近	ヒメダイ	1	ND	ND	—	近
オニカサゴ	1	9	9	9	近	ヒラマサ	1	8	8	8	近
カサゴ	1	9	9	9	近	ヒラメ	4	8	3	5	遠
カタクチイワシ	1	ND	ND	—	近	ブリ	2	5	ND	2	近
カツオ	2	ND	ND	—	遠	ホウボウ	1	ND	ND	—	近
カラスカレイ	1	ND	ND	—	遠	ホタテガイ	2	ND	ND	—	近
カワハギ	1	ND	ND	—	近	ホッケ	1	ND	ND	—	遠
カンパチ	3	12	3	7	近	ホッコクアカエビ	1	3	3	3	遠
キチジ	1	6	6	6	遠	マアジ	2	3	2	2	近
キチヌ	1	6	6	6	近	マイワシ	2	8	ND	4	遠
キビナゴ	1	2	2	2	近	マガキ	3	2	ND	ND	近
ギンザケ	1	ND	ND	—	遠	マカジキ	1	5	5	5	遠
ギンダラ	1	4	4	4	遠	マガレイ	1	ND	ND	—	遠
ギンボ	1	ND	ND	—	近	マコガレイ	1	1	1	1	遠
キンメダイ	1	27	27	27	近	マサバ	2	7	3	5	遠
クロウシノシタ	1	2	2	2	近	マスノスケ	1	ND	ND	—	遠
クロソイ	2	5	4	4	近	マダイ	4	9	ND	2	近
クロダイ	1	6	6	6	近	マダコ	1	1	1	1	近
クロマグロ	2	38	10	24	遠	マダラ	1	ND	ND	—	遠
クロムツ	1	34	34	34	近	マテガイ	1	ND	ND	—	近
ケンサキイカ	1	1	1	1	近	マトウダイ	1	4	4	4	近
コイ	1	1	1	1	近	マナマコ	1	ND	ND	—	近
コウイカ	1	2	2	2	遠	マボヤ	1	ND	ND	—	近
コショウダイ	1	3	3	3	近	ムラサキイガイ	1	2	2	2	近
コノシロ	2	3	1	2	近	メカジキ	1	16	16	16	遠
ゴマサバ	1	2	2	2	遠	メジナ	1	6	6	6	近
サクラエビ	1	2	2	2	近	メダイ	1	3	3	3	近
サクラマス	1	2	2	2	近	メバチマグロ	1	5	5	5	遠
サケ	1	ND	ND	—	遠	メバル	1	2	2	2	近
サザエ	2	1	ND	ND	近	ヤナギムシカレイ	1	1	1	1	遠
サヨリ	1	4	4	4	近	ヤマトシジミ	1	ND	ND	—	近
サワラ	1	18	18	18	近	ヤマメ	1	ND	ND	—	近
サンマ	1	ND	ND	—	遠	ヤリイカ	1	ND	ND	—	遠
シマアジ	2	ND	ND	—	近	ワカサギ	1	2	2	2	近
ショウサイフグ	1	4	4	4	近	総計	179	38	ND	3	

表 2-7-19 流通魚介類のドリン類検出結果 (ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	検査結果			分類
		アルドリン	エンドリン	ディルドリン	
アイナメ	1	ND	ND	ND	近
アカガイ	2	ND	ND	ND	近
アカザエビ	1	ND	ND	ND	近
アカヤガラ	1	ND	ND	ND	遠
アワビモドキ	1	ND	ND	ND	近
アンコウ	1	ND	ND	ND	遠
エゾバイ	1	ND	ND	ND	近
カラスカレイ	1	ND	ND	ND	遠
キチジ	1	ND	ND	ND	遠
キチヌ	1	ND	ND	ND	近
ギンボ	1	ND	ND	ND	近
クロダイ	1	ND	ND	ND	近
クロマグロ	1	ND	ND	ND	遠
サワラ	1	ND	ND	ND	近
ショウサイフグ	1	ND	ND	ND	近
スズキ	11	ND	ND	ND	近
タチウオ	1	ND	ND	ND	近
バイ	1	ND	ND	ND	近
バカガイ	1	ND	ND	ND	近
バナナエビ	1	ND	ND	ND	近
ハマダイ	1	ND	ND	ND	近
ヒメダイ	1	ND	ND	ND	近
ホウボウ	1	ND	ND	ND	近
マイワシ	1	ND	ND	ND	遠
マガキ	2	ND	ND	ND	近
マナマコ	1	ND	ND	ND	近
マボヤ	1	ND	ND	ND	近
メカジキ	1	ND	ND	ND	遠
ヤマトシジミ	1	ND	ND	ND	近
総計	41	ND	ND	ND	

表 2-7-20 流通魚介類のクロルデン類検出結果 (単位：ND=0、ppb)

魚種	検体数	検査結果									分類
		c-クロルデン			t-ノナクロル			c-ノナクロル			
		最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	
アイナメ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
アカガイ	2	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
アカザエビ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
アカヤガラ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
アワビモドキ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
アンコウ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
エゾバイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
カラスカレイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
キチジ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
キチヌ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
ギンボ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
クロダイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
クロマグロ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
サワラ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
ショウサイフグ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
スズキ	11	3	ND	ND	2	ND	ND	1	ND	ND	近
タチウオ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
バイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
バカガイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
バナナエビ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
ハマダイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
ヒメダイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
ホウボウ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
マイワシ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
マガキ	2	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
マナマコ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
マボヤ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
メカジキ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
ヤマトシジミ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
総計	41	3	ND		2	ND		1	ND		

※t-クロルデン、o-クロルデンはすべての魚介類から検出していない

第6 汚染米調査

カドミウム、農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・工場）で米穀を採取し、カドミウム、農薬等の含有量検査を実施している。玄米のカドミウム濃度の安全基準は、食品衛生法上は1.0ppm未滿となっているが、東京都では農林水産省総合食料局長通知に基づき、0.4ppm以上のカドミウムを検出した場合、当該都内在庫米の流通停止措置並びに産地県に対する土壌・水質検査及び土壌改良対策等の措置を要請し、汚染米流通の未然防止を図っている。

1 分析対象品目

都内搬入米穀

2 商品の採取先

都内の卸問屋

3 商品の採取期間

平成19年6月から平成20年2月まで

4 分析機関

健康安全研究センター

5 分析実施期間

平成19年6月から平成20年2月まで

6 検査結果（表2-7-24）

185検体についてカドミウム濃度を検査した結果、食品衛生法に違反するものはなかった。

なお、農薬20検体についても検査した結果、3検体から検出されたが、基準値未滿だった。

表2-7-24

項目	カドミウム	農薬
総検体数 (205検体)	185検体	20検体
検出検体数	169 (ND=16)	3
基準値超過 検体数	0	0
最高値～ 最低値 (ppm)	0.3～ND	1～0

NDは、検出下限値（0.01ppm）未滿のもの。

農薬の検査項目：50項目

有機塩素系農薬3項目、有機リン系農薬25項目、
カーバメイト系農薬10項目、その他の農薬12項目

第8節 JAS法及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりをみせている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。以後、食品衛生法関係各部署との連携の下、事業者に対するJAS法に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれている。健康増進法に基づく食品の表示についても、制度の普及啓発とともに、食品衛生法関係各部署等と連携を図りながら相談指導等を実施している。

第1 JAS法に基づく表示の適正化

消費者の商品選択に資するため、JAS法に基づく品質表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等の表示が義務付けられている。これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や立入調査を行っている。

1 指導・相談（表2-8-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

表2-8-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	3,054件
指示・文書指導	5件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化スポーツ局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成19年度は1,522店舗を調査し、28件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-8-2）。また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表2-8-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	12回
消費生活調査員研修会	2回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-8-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-8-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表2-8-3

回数(年月日)	会場	登録者数※
第1回(19年7月20日)	都庁大会議場	381人
第2回(20年2月7日)	都庁大会議場	441人
計		822人

※登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品衛生法、JAS法）に係る講演
- (イ) 表示作成に関する事例検討
など状況に応じて決定

表2-8-4

実施年月日	会場	受講者数
19年10月10日	都庁大会議場	523人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示はJAS法に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、JAS法に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀店等）

(3) 商品の購入期間

平成19年7月（前期）及び10、11月（後期）

(4) 実施及び分析機関

民間検査機関

(5) 分析実施期間

平成19年8、9月及び11、12月

(6) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(7) 判定結果に基づいた事業者指導（表2-8-5）

表示されていた品種と中身が不一致であった10件の袋詰精米のうち、都城業者については、立入調査等を実施し、必要に応じて文書等により指導した。また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表2-8-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200件	190件	10件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物（生鮮食品）については、JAS法に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート等）及びインターネット販売からの購入

(3) 商品の購入期間

平成20年1月7日から平成20年1月17日まで

(4) 分析機関

民間検査機関

(5) 分析実施期間

平成20年1月

(6) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(7) 判定結果に基づいた事業者指導（表2-8-6）

50件全てが「黒毛和種である可能性が高い」という判定結果であった。

表2-8-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50件	50件	0件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

JAS法に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆、とうもろこしの加工品 80 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 商品の購入期間

平成19年7月から11月まで

4 分析機関

健康安全研究センター

5 分析実施期間

平成19年7月から11月まで

6 分析方法

JAS分析試験ハンドブック 遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※₁に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※₁ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。
定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

7 検査結果（表2-8-7）

(1) 分析対象の80検体のうち、11検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、いずれも5%以下の含有量であり、5%を超える検体はなかった。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した11検体について、分別流通生産管理（IPハンドリング）※₂の実施状況を確認したところ、いずれも適正に行われていた。

※。分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、I Pハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入として、JAS法上は「遺伝子組換え」に関する表示をしなくてもよいとされている。

表 2-8-7

(平成 19 年度)

対象品目		検体数	検査結果			
			検出せず	5%以下の検出	5%を超える検出	検査不能*
農産物	大豆	2	2			
	とうもろこし	3	3			
	農産物合計	5	5			
加工品	大豆加工品	きな粉	5	5		
		大豆水煮	4	4		
		豆腐	11	8	3	
		凍り豆腐	3	1	2	
		ゆば	4	4		
		豆乳類	1	1		
		煮豆	2	2		
		おから	3	3		
		その他の大豆加工品	5	0	4	1
		小計	38	28	9	1
	とうもろこし加工品	コーンフラワー				
		コーングリッツ				
		スイートコーン	16	16		
		ヤングコーン水煮	3	3		
		スナック菓子	10	8	1	1
		スープ	5	5		
		タコス	2	1	1	
		冷凍コーン	1	1		
		小計	37	34	2	1
加工品合計		75	62	11	2	
総計		80	67	11	2	

* 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 健康増進法に基づく表示の適正化

健康増進法に基づく表示に関する規定として、栄養表示基準と特別用途食品制度がある。栄養表示基準は食品の栄養成分に関する適切な情報を広く提供することにより、食を通じた健康づくりを推進することを目的に導入された制度で、一般の消費者に販売する加工食品等に日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。栄養表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合、当該栄養成分の機能を表示することができる「栄養機能食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を厚生労働大臣が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品衛生法においては、栄養機能食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、平成15年8月から健康増進法の一部改正により、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示を禁止する事項が盛り込まれた。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

1 相談指導等

栄養表示基準等について、パンフレット「食品に栄養表示するときは……」（改定第5版）やホームページ等により、制度の普及啓発を図るとともに制度の適正な活用のための相談指導等を保健所等で行っている。

また、健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関しても、ホームページ等により情報提供を行うとともに、広告の適正化に向け業者に対する相談指導等を保健所等で行っている。

平成19年度の相談件数は、600件であった（健康安全課及び都保健所における実施件数。区部及び八王子市は含まない。）。

2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

業者に対し申請に係る相談指導を行うとともに、厚生労働大臣への許可申請の経由事務を行っている。また、許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

3 表示検査

制度の適正な普及、表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品の成分及び表示について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

(1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設

(3) 検査項目

- ア 表示内容検査
- イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

- ア 表示内容検査 都保健所
- イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-8-5のとおりであった。54品目について検査を行った。表示内容検査では9品目に健康増進法上の不適正表示が発見され（栄養成分等分析では不適正は0件であった。）、表示責任者である製造者等を所管する自治体あて通報、指導依頼を行った。

表 2-8-5 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成19年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正※		
			合 計	表示内容	栄養成分分析結果
特別用途食品	6	6	0	0	0
栄養表示食品	48	39	9	9	0

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

第9節 食品衛生自主管理認証制度

第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係事業者の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

本制度は、食品関係事業者等が自ら行なう衛生管理方法について、東京都独自の基準を設け、その基準を満たしている施設を都が指定する第三者機関（指定審査事業者）が申請により認証し、広く都民へ公表していくものである。このことにより食品営業施設全体の衛生管理水準を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を受けようとする食品営業施設は、施設の状況に応じた衛生管理の方法や頻度などを自ら定めて、衛生管理マニュアルを作成し、そのマニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。申請を受けた指定審査事業者は、マニュアルに記載された衛生管理の方法等が都の定めた認証基準に合致しているかどうかを審査し、あわせてその衛生管理が実行されていることを確認し、合格した施設を認証する。

なお、認証を申請できる施設は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。

平成19年度までに、集団給食施設、大量調理施設（ホテル、結婚式場等）、飲食店営業（すし）、飲食店営業（そば）、豆腐製造施設、弁当・そうざい製造施設、菓子製造施設、食品販売施設を対象とした認証基準を設定し、認証への取組みを推進している。今後、対象業種は、飲食店営業（一般）、その他の製造業へ、順次拡大していく予定である。

第2 平成19年度の主な取組

(1) 制度の普及

ア 新たに、飲食店営業（そば）を対象業種とした認証基準を設定した。

イ 飲食店営業（そば）への業種拡大にともない、各関係事業者団体等への説明会及び講習会を実施した（31回）。

ウ 関連事業者団体（10団体）及び関係自治体へ赴いての普及啓発及び意見交換等（36回）を実施した。

エ 行政、業界団体が発行している機関誌及び情報誌への掲載を行った（22回）。

(2) 対象施設向けセミナーの開催（表2-9-1）

対象施設の事業者向けに、同制度の概要、マニュアル作成等についてのセミナーを開催した。

表2-9-1 (平成19年度)

	開催回数	参加者数
マニュアル作成セミナー	5回	128人

(3) 認証施設の公表（表2-9-2）

指定審査事業者から新たに報告のあった46施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。平成19年度までの公表施設は239施設となった。

表2-9-2 (平成19年度)

	公表施設数
集団給食施設	56
豆腐製造施設	20
弁当・そうざい製造施設	20
飲食店営業（すし）	7
菓子製造施設	32
食品販売施設	100
大量調理施設	4
合計	239

() 内は通算の公表施設数

(4) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保し適切な指導、勧告等を「指定審査事業者監査実施要領」に基づき実施した。

第10節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

第2 平成19年度の自主回収情報の公表

平成19年4月から平成20年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において、223件の自主回収情報の公表を行った(表2-10)。

表2-10 自主回収情報の内訳

(平成19年4月～平成20年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	223	36	30	46	44	67
魚介類	24	-	5	10	5	4
冷凍食品	9	1	-	-	-	8
肉・卵類	6	-	-	1	4	1
乳類	13	3	-	1	1	8
農産物	31	6	2	2	8	13
菓子類	69	14	14	18	16	7
飲料	13	4	4	-	-	5
器具類	2	-	-	-	-	2
その他*	56	8	5	14	10	19

*缶詰、調味料、製菓材料、レトルト食品など

第11節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を涵養するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」及び「食品安全ネットフォーラム」を開催している。

第1 食の安全に関する相談（単位：件数）

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

内容	処理の内容		合計
	電話	窓口	
営業許可	14,981	14,001	28,982
表示	2,188	1,183	3,371
規格・基準	1,197	758	1,955
食中毒	2,997	1,298	4,295
残留農薬	876	332	1,208
輸入食品	1,278	323	1,601
添加物	617	232	849
新規開発食品	50	39	89
食用の可・不可に関する疑義	1,100	648	1,748
マスコミ報道に関する事項	956	260	1,216
その他 ^{注1}	7,169	5,422	12,591
合計	33,409	24,496	57,905

注1 食品衛生業務報告書に記載した事例を除く。

2 「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者関係
- ・調理師免許・製菓衛生師免許関係
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店関係
- ・食品の異物混入・苦情関係
- ・BSE検査 等

第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	14	5,095
食品衛生街頭相談	5	1,690
計	19	6,785

第3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行

実施主体：健康安全課、食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	9	478,810
ノロウイルスによる食中毒予防(都民、事業者)	2	412,000
有毒植物による食中毒予防	1	20,000
大切です! 食品表示!! (加工食品基本編、加工食品編 弁当・そうざい・調理パン)	2	34,000
食品関係営業許可申請の手引き	1	4,500
臨時営業を始められる皆さんへ	1	3,500
臨時出店者の皆さんへ	1	4,800
魚介類加工品の表示について	1	10
食中毒予防ポスター	4	60,025
食品衛生情報等	48	54,560
保健所だより等	7	20,550
くらしの健康	4	20,000
計	72	633,945

第4 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係営業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

		都保健所		都その他 ^{注4}		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	34	772	34	1,331	68	2,103	
営業者	合計	404	19,350	221	9,579	625	28,929	
	実務講習会 A ^{注1}	許可更新	0	0	0	0	0	0
		業種・業態別	19	1,193	0	0	19	1,193
		集団給食	32	2,235	0	0	32	2,235
		責任者	4	1,058	0	0	4	1,058
		その他	30	4,529	1	163	31	4,692
	実務講習会 B ^{注2}	許可更新	87	1,776	0	0	87	1,776
		業種・業態別	61	2,155	47	2,577	108	4,732
		集団給食	37	2,144	2	47	38	2,191
		責任者	1	38	0	0	1	38
その他		84	3,482	4	96	88	3,578	
その他 ^{注3}		49	740	167	6,696	216	7,436	
注1 2時間講習 食品衛生責任者対象								
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象								
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等								
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所								

2 その他の講習会

(1) 輸入食品関係営業者講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係営業者を対象とした「輸入食品関係営業者講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成19年8月27日

場所 文京シビックホール 大ホール

参加人数 771名

内容 ・最近の輸入食品等の違反事例について
 ・輸入事業者等を対象とした自主管理推進事業について
 ・食品安全に関する中国政府の対応
 ・輸入食品の安全性確保に関する厚生労働省の対応について

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成19年12月18日

場所 練馬文化センター

参加人数 980名

内容 ・法令解説
 ・健康食品に関する行政の動向
 ・事例検討

第2章 食品衛生関係事業

第5 食の安全都民フォーラム

食の安全に関しては、添加物、農薬、遺伝子組換え食品等、様々な問題について、都民が不安に感じている現状がある。

このような状況を受け、都民や事業者、行政等が、食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換

等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。また、平成19年度からは、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、インタビュー等のグループ活動やメンバー間のディスカッション等、参加者の主体的な取り組みを通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

平成19年度の開催状況は次のとおりである。

開催回数 ^{注1}	開催日	テーマ	形式	参加者数
第10回	平成19年8月1日	身近で起きてる食中毒 ～あなたの常識…、非常識?!～	基調講演+クイズ形式	142人
第11回	平成20年1月30日	「食の安全調査隊」の活動報告と意見交換会	活動報告+意見交換会	138人

注1 平成15年度からの通算回数

第6 ホームページによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、健康安全課、食品監視課及び保健所等において、インターネットでの情報提供を行っている。

1 健康安全課のホームページ

健康安全課では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成19年度の閲覧件数は、3,545,140件であった。

平成20年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全情報評価委員会、食品安全ネットフォーラム、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、栄養成分表示、健康食品ナビ、くすりの救Q箱、東京都医薬品情報、調理師・製菓衛生師等免許関係、印刷物関係等である。

2 食品監視課のホームページ「食品衛生の窓」

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成19年度の閲覧件数は、4,295,046件であった。

平成20年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、東京都の食品衛生（食中毒発生状況、食品苦情等）、食品衛生自主管理認証制度、食品衛生ハンドブック（食中毒を起こす微生物、毒キノコ、寄生虫、カビとカビ毒等）、暮らしに役立つ食品衛生情報等である。

3 保健所等のホームページ

平成19年度は7保健所及び市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は2,645,784件であった。

4 メールマガジン

平成16年度より、月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページ新着情報などを紹介している。平成20年3月末の読者数は5,400人である。

第7 食品安全ネットフォーラム

食品の安全・安心に関わる話題や食品安全対策の内容について、都民や事業者がインターネット上で討論する場として、平成15年8月から「食品安全ネットフォーラ

ム」を開設している。

討論のテーマには、食品安全に関して話題性の高い事項を取り上げている。

開催回数 ^{注1}	テーマ及び期間	投稿件数
第13回	食の安全調査隊 食の安全に関するインタビュー「あなたが、食の安全で、気になることは何ですか？」 (平成19年12月13日から平成19年12月25日まで)	58
常設テーマ	食品の安全について意見あり!	9 ^{注2}

	(平成15年10月1日から)	
--	----------------	--

注1 平成15年度からの通算回数

2 平成19年度の投稿件数

第8 広報活動

食中毒の発生、違反食品の発見及び一斉監視指導の結果について新聞、テレビ、ラジオを通じて公表するとともに、その内容をインターネットで公開する等の広報を行った。

第12節 その他の事業

第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日薬発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成20年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-12-1のとおりである。

表2-12-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成20年度)

	合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・サルタピア豆			
	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)		
平成19年度	28,374	1,015.7	10,754	462.5	17,620	553.2	0	0		
平成20年度総計	30,084	1,065.8	21,403	661.4	8,681	404.4	0	0.0		
内訳	平成20年	4月	2,621	91.8	2,011	60.3	610	31.5	0	0.0
		5月	2,792	100.8	2,033	65.4	759	35.4	0	0.0
		6月	2,498	83.6	2,018	62.9	480	20.7	0	0.0
		7月	2,581	79.7	1,945	58.4	636	21.3	0	0.0
		8月	769	30.1	419	12.6	350	17.5	0	0.0
		9月	3,428	124.0	2,398	75.7	1,030	48.3	0	0.0
		10月	2,454	95.6	1,570	52.6	884	43.0	0	0.0
		11月	2,229	82.1	1,559	49.2	670	32.9	0	0.0
		12月	2,854	99.6	2,071	62.1	783	37.5	0	0.0
	平成21年	1月	2,405	86.9	1,746	55.3	659	31.6	0	0.0
		2月	2,112	75.6	1,382	39.5	730	36.1	0	0.0
		3月	3,341	116.0	2,251	67.4	1,090	48.6	0	0.0

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2章 食品衛生関係事業

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表2-12-2及び表2-12-3に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表2-12-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成20年度)

		平成20年										平成21年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	3	5	3	0	4	32	35	3	0	0	0	85	
	利用人数	0	188	184	230	0	556	2,192	2,223	215	0	0	0	5,788	
中学校	学校数	12	23	13	0	0	3	1	0	0	0	0	2	54	
	利用人数	1,559	3,322	1,584	0	0	425	200	0	0	0	0	41	7,131	
高等学校	学校数	0	0	0	0	0	2	10	1	4	4	1	4	26	
	利用人数	0	0	0	0	0	338	1,332	43	396	747	40	499	3,404	
養護学校等	学校数	0	1	0	0	1	2	3	1	0	0	0	0	8	
	利用人数	0	8	0	0	9	72	54	50	0	0	0	0	184	
合計	学校数	12	27	18	3	1	11	46	37	7	4	1	6	173	
	利用人数	1,559	3,518	1,768	230	9	1,391	3,778	2,316	611	747	40	540	16,507	

2 食事提供施設及び弁当調製所

表2-12-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成20年度)

		平成20年										平成21年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	1	1	6	3	0	9	62	58	0	1	0	0	141	
	利用人数	64	5	186	191	0	854	5,111	4,856	0	0	0	0	11,267	
中学校	学校数	67	161	80	14	1	10	5	9	3	7	6	9	372	
	利用人数	6,083	21,197	12,937	1,735	38	889	548	1,302	266	39	816	1,155	47,005	
高等学校	学校数	1	2	7	0	0	10	28	27	15	0	6	2	98	
	利用人数	43	87	662	0	0	1,892	7,004	5,643	2,541	1,212	2,132	423	21,639	
養護学校等	学校数	0	9	5	2	0	12	20	5	0	0	0	0	53	
	利用人数	0	364	106	54	0	278	540	89	0	0	0	0	1,431	
合計	学校数	69	173	98	19	1	41	115	99	18	8	12	11	664	
	利用人数	6,190	21,653	13,891	1,980	38	3,913	13,203	11,890	2,807	1,251	2,948	1,578	81,342	

第3 学校給食用牛乳及び食品の検査結果

都内の小学校及び中学校の給食で提供されている学校給食用牛乳及び食品の安全性を確保するため、教育庁と協力して抜き取り検査を実施している。

1 検査内容

(1) 学校給食用牛乳

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく成分規格及び抗生物質の検査

(2) 学校給食用食品

細菌検査及び食品添加物等の化学検査

2 実施規模

(1) 学校給食用牛乳

7社10工場が納入する牛乳について、平成19年5月から平成20年2月まで、3回に分け合計90検体について実施した。

(2) 学校給食用食品

給食に使用される原材料及び製品（乳製品、ジャム、調味料等）、合計23検体について実施した。

3 検査機関

健康安全研究センター微生物部及び食品化学部

4 実施結果

表2-12-4のとおり、食品衛生法に違反した検体はなかった。

表2-12-4 学校給食用食品の検査

(平成19年度)

区分	実施対象	総数	検体数	検査件数	判定		検査内容
					適	否	
			191	303	191	0	
5月～2月	学校給食用牛乳		84	168	84	-	化学検査
			84	84	84	-	細菌検査
3月	学校給食用食品		13	38	13	-	化学検査
			10	13	10	-	細菌検査